



091204-000-3

特10-8.41

錦之御旗

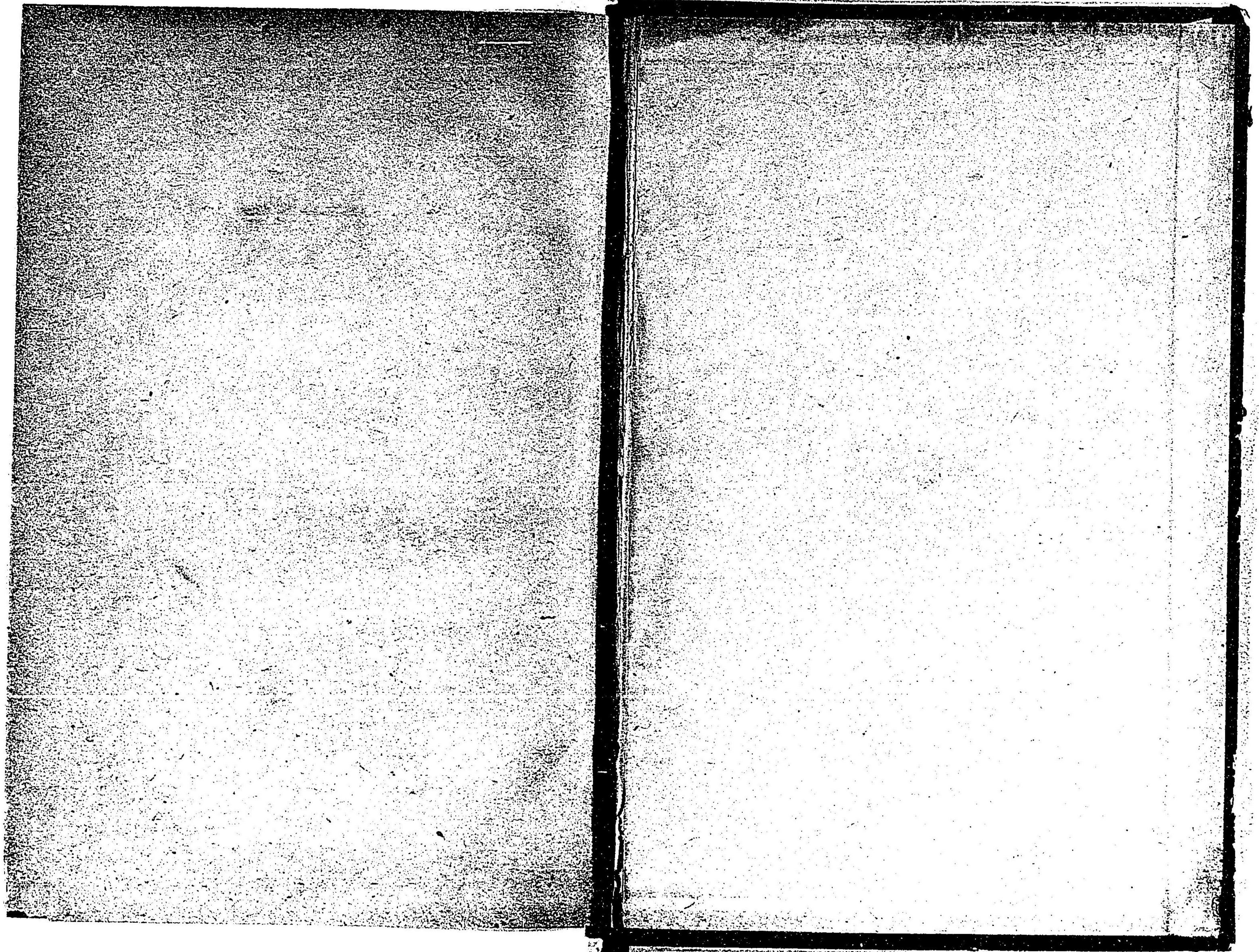
菊亭 静 / 著

M20

DBN-2052









高瀨真卿先生編輯

錦之御旗

版權免許 明三閣藏版



草書  
行草  
草書  
草書







○錦の御旗

緒言

余去る年の春信濃に遊びて別處の温泉に浴する三週間  
山間の僻地交友乏しく日夜無聊偶々旅亭の主人譲す  
る處の「五條一揆始末」なるものを見て忽然胸中架空の現  
象を生し遂に本傳を草するの端緒を開けり後ら上田に  
遊び上州を遊歴するに至り旅亭に泊する毎に筆を走ら  
して第一章より第十二章に至る數十葉を草を歸京する  
に第十三章以下を配して初て前編と完結す  
本書旅中の起草として文章未だ章をなさざるものあり  
語句隨て接讀せざるも有り歸京の後ら書肆直に草稿を  
奪去て上木の際の如きハ抑畫裝飾等余の關するを得  
ざるに至り校定もまた自ら爲せしを得す固より一時の



遊戯三昧意とするに、いゝあらざるも本傳の爲す遺憾なきにあらざるあり

一余の初め稿を起さや、麩に著き處の筑波水滸傳の事實より直に本傳に接續して關東治覽の本末を記さんと欲するの意あり本傳の前編成るに及で意匠頗る變じて本紀の土田兵庫の才器智謀を叙するに傾き脚色甚だ大ならず此は於て更に其事實を勤王紀事の一點に止め題するに錦の御旗を以てと是亦た已を得ざるの事情あればあり看客幸々諒焉

一余方今頗る多事本傳の後篇の如き目下草を起すの暇あるとあし然ども腹稿猶三星霜を経て今日も存するものあり當夏幸々避暑の暇を得ば更ら後篇を起して完備の書となすの日あるべし

明治廿年春三月八日書肆上田屋の需よりて記す

菊亭 靜



○ 錦の御旗

目 録

第一章

山下門元善狼園老  
長藩邸孝允救死士

第二章

壯士一論論繼母  
何牧再折監少女

第三章

縦利欲三郎欲賣娘  
逞智術旗郎爲報怨

第四章

落葉曠耕平持初瀬  
五條の縣都頭捕三郎

第五章

飛一書都頭走壯士  
失返翰乙平危主家



第六章

飛鳥の別業に羽代請<sub>レ</sub>哀を  
岩倉の山莊に武臣吹<sub>レ</sub>笛を

第七章

武臣義心赴<sub>ク</sub>大和に  
源藏友愛惠<sub>ニ</sub>兵庫を

第八章

家令揮<sub>テ</sub>辯說<sub>ニ</sub>蝶々亭に  
相公好<sub>レ</sub>色を挑<sub>ニ</sub>菜風か妻を

第九章

破<sub>ツテ</sub>法規を知縣擧<sub>ニ</sub>菜風を  
示<sub>シテ</sub>威權<sub>ニ</sub>權<sub>ニ</sub>迎<sub>ニ</sub>兵庫を

第十章

流婦密<sub>ニ</sub>懸<sub>ニ</sub>募<sub>ニ</sub>壯士に  
知縣漫<sub>ニ</sub>捕<sub>ニ</sub>獲<sub>ニ</sub>武臣を

第十一章

都頭弄<sub>テ</sub>官權<sub>ニ</sub>扶<sub>ニ</sub>壯士を  
兵庫欺<sub>ニ</sub>番士<sub>ニ</sub>脱<sub>ニ</sub>窮<sub>ニ</sub>阨<sub>ニ</sub>

第十二章

禁錮初<sub>テ</sub>解<sub>テ</sub>轉<sub>テ</sub>報<sub>レ</sub>怨を  
舊館相逢更<sub>ニ</sub>語<sub>レ</sub>憂を

第十三章

井仁奄勸<sub>ニ</sub>一將を  
中善夫會<sub>ニ</sub>一門を

第十四章

報<sub>ニ</sub>事情<sub>ニ</sub>兩都頭歸<sub>ニ</sub>五條に  
占<sub>ニ</sub>再任<sub>ニ</sub>良妻暗<sub>ニ</sub>悲<sub>ニ</sub>未來を

第十五章

元善定<sub>レ</sub>策を擬<sub>ニ</sub>朝使に  
浪士詐稱斬<sub>ニ</sub>知縣を

第十六章

朝代節義伏<sub>ニ</sub>白刃に  
鐵石勤玉聚<sub>ニ</sub>志士を

第十七章

放<sub>ニ</sub>一九兵庫挫<sub>ニ</sub>敵將を  
贈<sub>ニ</sub>名馬<sub>ニ</sub>武臣出<sub>ニ</sub>國境を



第十八章

仁奄拾身ていせんしんを圖あづかるる全ぜん身しん

旗郎密謀はたしろうひそぼう欲ほる奪うばる財さい

第十九章

揮ふるる辨わる堀鯉安あ総裁そうさい

迷まる色いろに稻門いねもん遂つひに危あやし身み

第二十章

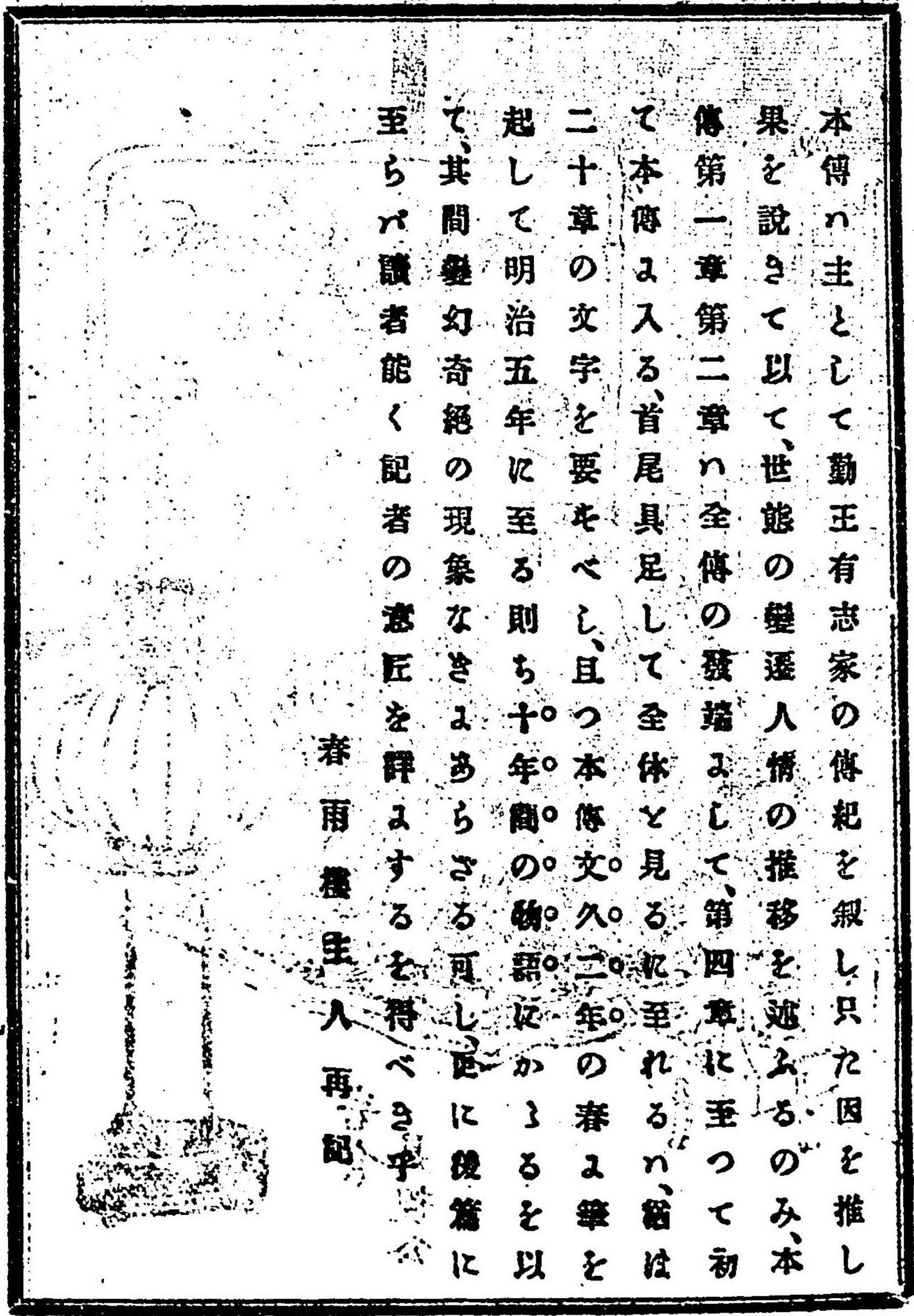
對たい敵樓てきろう四士誅ししつ三姦さんげん伎ぎ

日野の郷ひののこう壯士さうし議ぎ三前さんぜん程ちやう

錦の御旗目錄終

本傳の主として勤王有志家の傳紀を叙し、只た因を推し、果を説きて以て、世態の變遷人情の推移を述ぶるのみ、本傳第一章第二章の全傳の發端として、第四章に至つて初めて本傳に入る、首尾具足して全体と見るに至れるは、猶ほ二十章の文字を要せばし、且つ本傳文久二年の春、筆を起して明治五年に至る則ち十年間の物語にかゝるを以て、其間變幻奇絶の現象なきよあらざる可し、既に後篇に至らば讀者能く記者の意匠を詳しするを得べき乎

春雨樓主人再記







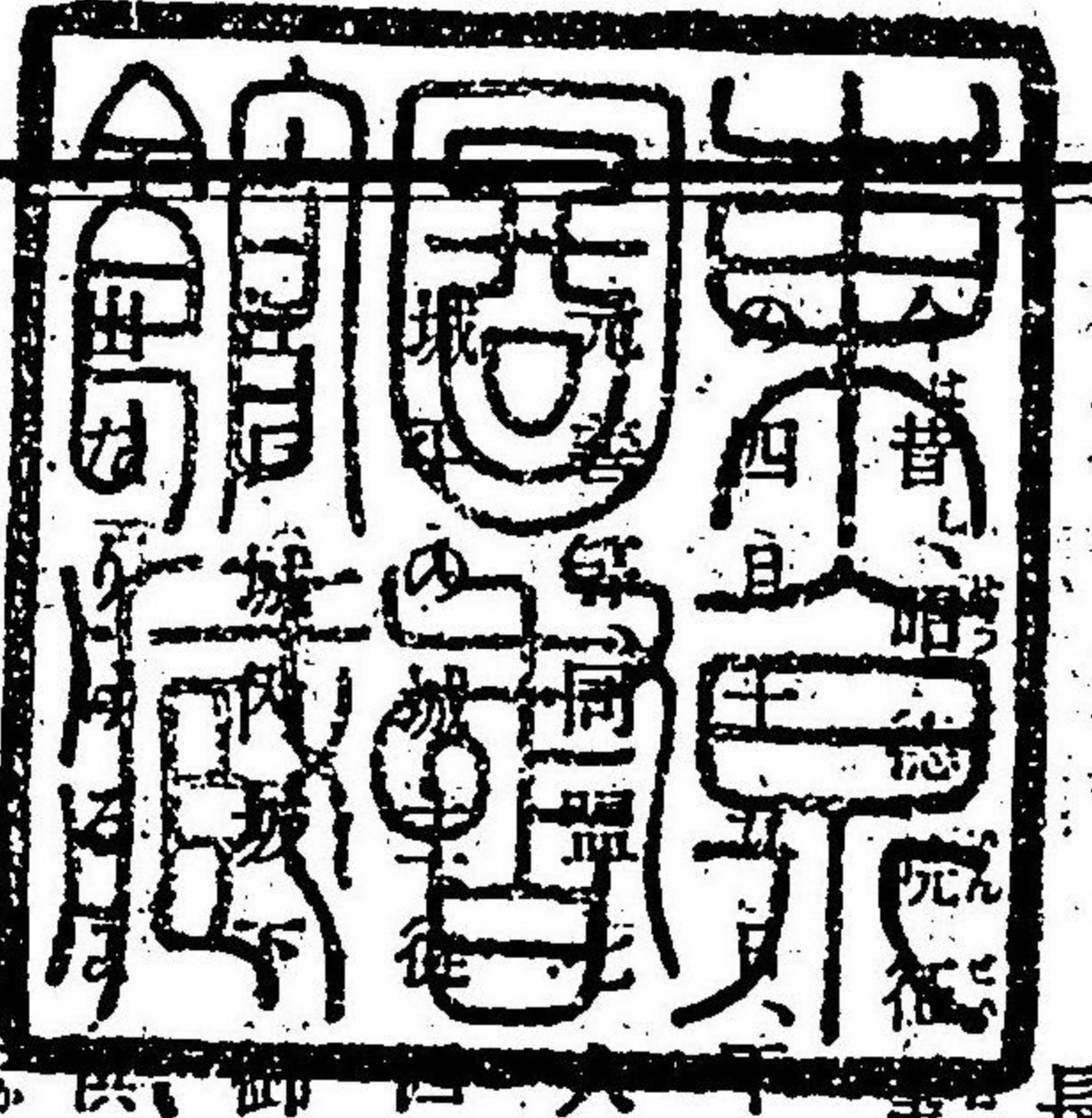


特10  
841

○ 錦之御旗

常陽 菊亭 静著

○ 第一章 山下門元善頼閣老



長藩邸孝允救死士  
大將軍源家茂公治世の末年、文久二年壬戌  
野浪士三嶋三郎通桓、水戸浪士内田義之介  
勤王攘夷の爲め當時の閣老奥州盤前郡盤  
位下侍從對馬守信陸朝臣を討ち奉らんと、  
門の邊りよ埋伏して、駕籠を目うけて斫て  
方近侍の士、必死の防戦して、三郎を首め同  
盟五人の者の遺骸を其場に戦死す、中よ内田元善、頗る劍  
術の名手ありしうが、多くの敵に手を負せ、高澤幸之進と云  
へるを討取りて、猶も朝臣よ近づき奉らんとす所に、此と





六  
き同盟悉く討れて、早や味方一人もなかりし程に、心の中に  
思ふ様、兼て戦死との覺悟したれど、斯も慕あく敗れを取ら  
んどの思ひざりき、迎も一度の死する身あれば、今一さび存  
命て再び此朝臣に近づく謀を運す可しと、遂に一方の血路  
を開き、櫻田御門の方へ走りける、供の人々聲々に、賊の逃る  
ぞ、漏れな、追とめよと呼りけり、兼て元善の手練の知  
りぬ、長追して怪我しての悪しかりあんと、只大聲に呼ひる  
のみ、近づく者のあらずりけり、元善辛くも虎口を免れ、櫻田  
を守れる番兵の、此騒動に仰天して周章さわぐを幸ひよ、難  
なく門を出てける、心私に思ふ様、白晝にてのあり、身に  
輕傷を負たれば、何所いかなる處に、身を忍ぶべき、勉ひよ  
存命へて、死にまさる耻辱も遭んも心苦し、兼て聞く毛利大  
膳大夫侯の臣下に、桂小五郎孝允と云へる人あり、最も勤王

無二の名士として且つ義の爲みの専ら情を加ふる人との  
聞けり、此人は頼みなば、一定身を安ずるの謀もあるべしと、  
思案を定め、急ぎ手巾を以て疵口を結び、身繕ひして、日比谷  
御門内ある、毛利家の邸に至り、桂小五郎孝允殿に面會した  
き由を述にけり、程なく孝允出て對面あるよ、元善曰某の水  
戸浪士内田義之介とて數ならぬ者も候得共、國家の御爲を  
存じ、今朝坂下御門外に於て、安藤閣老を討奉らんと企て候  
處、天運に叶はず、同盟の者六人の其場に討れ、某一人一方を  
斬開きて、參上仕り候、天地廣しと雖も、某う一身を容るゝ地  
なく、早や進退谷り候へぬ、希くの先生某か爲めに身を安ず  
るの計畧を教へ玉われし、孝允これを聞て大に驚きしが、  
窮鳥懐るよ入るときの、獵師すら猶ほ之を捕へず、況んや大  
丈夫たる者、此等の勇士に頼まれし上の義見捨べきよあら



すと、思案し即ち答曰御頼みの事悉く承知いたし候、某必ず  
 足下が一身を安ずるの策を運しやをべし、先づ負傷の養生  
 を専らよしゆるくと滞留あるべし、と最も懇切に承引せら  
 れしかば、元善頗る感激して、厚く喜びをのべよける、更み孝  
 允言るやう、此に一つの謀計を運らし、足下が一身を安んず  
 るの道を定めやす可し、國宰國司信濃どのの、智謀ある人よ  
 り得ば、某密に評議を爲して、其後又足下に知せやさんとて  
 忙敷御應へ出で、一時程過て立歸り、やがて一通の書面  
 を認て、幕府の大監察神保伯耆守へ宛てや立て曰、今十五日  
 晝九ツ時、尋生休の者一人、大膳大夫外櫻田屋敷内警古塙へ  
 罷越し、家來桂小五郎とす者に、對面の儀や入以處、折柄小五  
 郎他行に付夜六ツ時、小五郎立歸り對面に及候處、從來面識  
 の者にも無之に付、姓名相尋候も、水戸浪士内田義之介と相





唱へ、今日御曲輪まで及狼藉候黨類の處、機會を失ひ、遺恨不  
少、途中に於て自殺致候ても、心外の至りに付、兼て姓名承り  
及候間、死後の事、相頼み度、趣相述候、依て一應相宥め置、直ち  
は役向の者へ相達し、立歸り見候處、己は自殺致し相果居候、  
此段不取敢御届仕り候、云々とぞ申述よける、かくて次の日  
に至り、再び書面を以て、義之介死骸の儀の、同人遺命を任せ、  
小五郎へ下し賜はらんとを、望み申せしは、是の則ち聞届ら  
れて、此の一條、絳首尾よくおさまりける、是れ皆な孝允が計  
畧にて、偏に元善を救はんとの方寸より出たるものなり、故  
に幕府の官吏を初め、世人皆な内田元善の世に在ることの  
知らざりけり

○第二章

壯士一説論繼母に  
阿牧再折監少女

斯て二月程を経て、世間も稍々静なるに至りしう、一日  
孝允の元善を謂て曰、是迄の幸に幕府を欺き、一時の安寧の  
得たれども、當邸の固より永く身を安んずる所にあらず、幸  
ひ近日當藩の國守、國司信濃歸國の途に上られ候なれば、足  
下も俱々上京し玉へかし、京師より勤王の士多ければ、萬  
事都合よかるべし、元善曰く大兄幸ひに某か不肖を捨玉の  
邊、再生の鴻恩身を終るまで忘る可らず、尙ほ此上どもも、總  
て大兄が教に従ひし可ければ、何事も教諭を垂れ玉はんと  
を祈りし、孝允曰く足下も如才のあるまじければ、道中宣しく  
心を付て上りしへ、是の聊う餞別の意を表する迄にいとて、  
銀子二十兩贈りければ、元善深く恩を謝して受納めぬ、其後  
數日を経て國司信濃、福原左近、益田伊豆の三將、江戸を出立  
ありければ、元善も此同勢に紛れ入りて、同く京師へ登りけ



る、りくして京師又入りし後も、世を忍ぶ身なれば、島野邊と云へる地に、二月ほど隠れてありしが、繁華の地の、總て便りよからず、幸ひ大和五條の井澤仁庵とて、勤王の志ある醫師あり、先年大坂まで對面したるとあるを思ひ出し、時候も五月中旬と云ひ、旅行の屈竟の時あれば、大和河内の名所舊蹟を尋ねながら、五條より赴き暫く身を隠さんとて、次の日京師を立て、先づ浪花より入り、堺の地を見物して、其れより河内に至り、名高き舊蹟を悉く見巡りて、頃しも六月の上旬より河内國桑田村と云へるより來りける、松葉樓と云へる旗を出し、る旅亭より宿を求め、晝の勞れを休め居たるは、座敷を隔て、二人の女密に語ら聲あり、元善徒然の余り憶ひず之を聞くに一人の女曰く、妾も既に十七と云ふ春を重たるにあらずや、何時まで子供の氣で居らるゝぞや、鶯谷の阿梅どの

を見玉のすや、そあたと同年あれど、既に二人の子を産たるに、のわらざるう、我儘も事にぞよる、疾く得心して、田中殿へ嫁り玉へと言を、娘の聞入れず、たとひ如何様に仰るとも妾の女の道を知りはべれば、他の愛妾とある事を決して好み候はず、母上も知る如く、田中殿の世は名高き好色家にて在すれば、夫人の外は二人の愛妾を寵愛し、猶ほ足らずして妾をも求め玉ふ、女子の男子に從ふが常道あれど、他の妾となること、女子の本意より侍じりし、假令父上の命にもせよ、此こそ己の從ひたし、母曰又しても女の道の貞女の道のと己が勝手に道理をつけ、此母をやり返るゝ、女の道の貞女の道のと言ふこと、其の昔時の事ぞかし、今の時より先づ財産を殖せるが第一の道にして、父上も此母にも樂をさするが孝行ぞや、愈々承引せずとあらば、父上に斷りて辛



き目見するが如何ぞや、娘曰假令此身と八裂にせらるるとも、他の妾にありやさず、如何様とも母上の御心に任せ玉へ、母の手に憤りて、己れ不孝の者めと言つゝ杖をとつて打んとす、元善これを聞て、借も氣の毒ある事なるか、吾れ母子の間に仲裁をべしと、襖押開け二人の間を押隔で、先づ母を止て曰く、緜の子細の知らざれども、先づ打擲の止り玉へ一時の怒りも乗じ、万一娘子に怪我あらせて、後悔必ず至る可しと、怒りも制すれば、母の忽ち赤面して、這の思ひも寄らま、客人を勞し参らせぬ、全く一家の些事候へば、母心もあ掛玉ひごと、漸く杖を捨てければ、元善曰某次の席にありて私に承のれば、娘子をして他人の妾とあさんと、做玉ふを、娘子の承引せられざるより、立腹の体に見受られぬ、總て男女の縁談の人力の能く制する所あらず、設ひ父母の威權

と雖も、此ことのみの恐くの意の如くありやさじ、殊に娘子の言るゝ通り、女子の他の妾となりて、徒らも慰まざるを言ふものある可らず、娘子の爲を思ひ玉ひ、能く再思し玉へと言つゝ、已か席に歸りけるに、其後ちの母子の争論も聞へざりぬ、次の日、元善此所を出立し、千早赤坂の古戰場を見んとて、早や旅装を整へしうば、亭主三郎次の忙しく新しき草鞋を出し、若を汲て出しなとして、元善に辞儀をのぶれば、元善の遂に千早をさして出立ける、亭主三郎次の女房も向ひ、娘初瀬の未だ得心せられずや、昨夜の何故に、客人を驚し参らせしや、女房曰昨夜の是非を言さず、得心さする筈なりしに、彼の客人が出来りて、無益ある仲裁をせられし故、娘の遂も承引せざりし、今日の親の威光を以て、承知さす可けれど、中々我慢の娘なれば、道理を説て一向に其効なし、只妾



の悲さの産ぬ中故邪見よきと言ふ事のあらんかと、其れ  
 而已が心掛り候ぞや、若し妾が心の儘よ許し玉の、必ず  
 翌日迄よ心得心させやすべし、亭主曰く固より御身に任せ  
 し上なれば、如何にも思のまゝに言ひ玉へ、吾の是より富田  
 林なる喜三良の家に至りて、鎮守祭禮の跡勘定を相談すべ  
 し、幸ひ今朝の曇りたれば、冷しき中に行く可む、とて直ちに  
 富田林へ赴きぬ、女房阿牧の店の帳場に坐りて帳面を認め、  
 暫くして後堂に入り、娘初瀬を呼で言ける、昨夜の客人の  
 言に免じてそなたが言分を立たれど、今朝父上の言るよ  
 の、設ひ娘が不承知にもせよ、一さび約束せし事あれば、今更  
 變換なし難し、若し飽迄聞入れず、土藏の中へ閉込て、目に  
 物見せよと宜ひき、其れも亦不憚なれど、家の爲に換がた  
 し母が詞も従ひて、石川殿へ嫁入るや、たゞしの土藏の内に

起居して、辛き思ひをし玉ふ乎、覺悟を定めて若し、初瀬  
 曰く何程の折鑑も遣ふとて、妾の仰も従ひがたし、と言つ  
 つ兩眼も涙を浮めければ、阿牧の忽ち憤りて、兼て用意の繩  
 を以て、初瀬をバ後手に堅く緊め、斯くせらるるも未だ得心  
 のせられずや、初瀬の聲も立す只た潜然と泣居たるが、母  
 に向ひて恨めしき事爲玉ふのな、世間の親の女も教ゆるよ、  
 女の道を以てし玉ふが常あるに、吾父母の是に反して女の  
 道も戻りても、金銀のさめよ身を賣と、教ひ玉ふの何事ぞ、父  
 上も聞へませぬ、吾家の下女下男も、妾を救はんと思はず  
 や、情なき人々や、と聲振らせて怨ずれば、阿牧の冷笑ひて  
 曰其程も苦しく何故も得心のせられぬぞ、田中殿の妾と  
 ならば、多くの侍女にのしつかれ、此上もなき楽しみもあるべ  
 きに、心あらとて氣の毒や、と言つゝ初瀬が帯をとりて土藏



の戸を開き其儘礎と蹴倒しつゝ、網戸を堅く閉しけり

○第三章

縦三つ利欲三郎欲賣んと娘  
選よて智術旗郎爲報怨

亭主三郎次の其日の夕景に歸り來り、慌忙汗を拭ひながら女房を一間に招き満面笑を合せて曰、諺にも福徳の三年目と云へる事あり、吾々夫婦の寔によき星にあたりしよや、今日頗る善き話を聞きさるぞ、今朝しも富田林に赴きて、先づ喜三郎に面會し、鎮守祭禮の分頭祝吾等が出費の一兩一分と聞たれば、即ち金子を喜三郎に渡せし後、四面八方の雑談に移りしよ喜三郎の言るよ、昨日五條の縣裡へ赴きしに、知縣相公の仰あり、桑田の三郎次が娘、初瀬とやらん、近郷無双の美人なる由、兼て聞く所あり、汝余が爲よ、三郎次よ説きて、初瀬を侍女に參らせよ、若し三郎次金子入川と

あらば、幾干にても望に任せて遣さべし、疾々吉左右を知らせよと懇ろに仰られき、家督娘と言ふおもわらず、第三郎どのも己よ十歳にあられし事あれば、姉子を參らせしとて、何等の障りも有まじき乎、御身の心の如何にぞと尋ねられし、吾れ甚だ心中に喜びたれど、即ち答て曰、知縣相公の斯く迄に望み玉ふ事あれば、吾等も實は喜ばしく候得共、前日巳に田中善太夫殿より、娘を妾よ參らせよと頻り懇望あるのみならず、給料として一ヶ年、五十兩宛吾等も賜はるとの事あれば、實に田中殿よ約束をなし申しぬ、今日も早かりなば、知縣相公に參らすべきに、ど申したるおと申したるよ喜三郎、阿々と笑て曰、愚なる事を言るよものか、足下未だ知らざるや、田中殿の水部明神の祭禮お、餘り酒を過し玉ひ、吾村の八右衛門に傷を付られし事ありて、氏子總代の大



に怒り、田中殿を相手とりて、昨日縣裡へ訴へたりき、世上の  
評判より田中殿のモと平百姓にてありしを、五年以前に  
幕府へ金子千兩獻りし功を以て郷士の格を得玉ひし、され  
ば今度鎮守の祭禮に刀を抜て神の廣前血を見せられたれば、  
必ず郷士の格を剝るべしと、人皆奇之を評判せり、かゝる不  
首尾の田中殿へ、娘子を遣れて、足下の行末よりするまじ其  
れの兎もあれ角もあれ、知縣相公に参らせあは、足下の身の  
爲のみならず、娘子が將來の出世、且つ一家の面目ならん、  
何れよると分別をせよと云、喜三郎が言ふ所定は理の當然  
なれば、吾殆と感心して、更之に問て曰く、吾も希くは相公  
は厭りたく思ひども、田中殿に違約をなさば、彼の人必定  
腹して、吾等が爲に悪しき事よも至りなん、是より如何の分  
別ありや、喜三曰それの最も妙策あり、足下家に歸りあは、媒

介をなせし人よ告玉へ、娘こと未だ若年にて、田中殿へ参る  
ことを極て羞しく思ひ候て、何分承諾致さず、婚姻の事のみ  
の親の威權と雖も如何ともなし難し、故は御断りやすと言  
玉へ、然る後ち相公の奥方より、召れて、奉公の爲め参らせり  
と披露せば、誰の異議を容るゝことを得んやと、教へられた  
り、吾大に喜びて、然らば早速に娘を参らすべきに、總て相公  
の御前の宜敷たのみやと約束して、歸宅せり、田中殿と相  
公との權威と云ひ富貴と云ひ素より同日の論はあらず、先  
づ喜び玉へと、誇り顔に物悟れば、阿牧の大に喜びて、あな  
はしき事にこそ、乍去知縣相公の幾千の金を賜ひ、と宜ひ  
しや、娘を参する其前に飾装金の幾千か賜ひるべき筈ある  
よ、其事の聞玉のすや、亭主曰それも問はんと思ひしれど、  
喜三郎の萬事よ如才なき者なれば、必ず悪くは罰ふまじ、情



て初瀬の得心おしきたるか、阿牧曰今朝も妾が申せし如く遣  
 理づくおて得心のせざる故、わざと緊て土藏の中へ入れ置  
 たりき、御身もし斯様く言ひ玉ひや、必き今度の得心をべ  
 し、必ずしも妾と言へる事、密し玉へ、亭主曰吾れ必ず得心  
 さす可しとて、土藏の戸を開き、泣居る娘の緊めの縄を解き、  
 様々に慰めいふはり、情て語るやう、初瀬そなだり必ず父が  
 言ふ事を聞玉へ、そなごの田中殿へ奉公よ参る事、不得心  
 の容子故、吾れ實にそなだり心を察して、妾奉公の事、止ま  
 すべし、乍併猶一應そなだり得心さする事あり、此頃知縣相  
 公の夫人より、若き器置よき女を侍女に参らせよとて、莊官  
 どのへ内々の嚴命あり、莊官の吾に懇ろに頼托玉ふに、  
 汝が娘初瀬の容貌と云ひ才智と云ひ、實に十分の女なれば、  
 幸ひ相公の夫人へ参らせよ、となり妾と爲て氣に合ぬ男の

機嫌をとると言ふにもあらねば、此事のよも不承知のある  
 まじと思へど、念の爲にそなだり心を聞き置あり、如何に  
 父が分附を守りて、相公の夫人に仕へ申すべきや、初瀬曰く  
 妾の少く願望のある身、候得共、斯く迄も父上の宣ふを此  
 上否と言ひぬの餘りに、我儘に聞へ候へば、相公の夫人に仕ふ  
 る事あらば得心いたし候、亭主大に喜び、女房にも初瀬が得  
 心の事を告て、更に富田林へ使者をやりて、何日娘を参らす  
 可きや、と問けるよ、次の日喜三郎來り、相公も頗る御喜びに  
 て、當座の手當として、三郎次へ金子二十兩、更に娘の飾装料  
 として、金三十兩、都合五十兩下賜りるとありて、某へ御波わ  
 りし程に、去來御波申せしとて、銀子二包み渡せば、三郎次  
 夫婦天に歡び地も喜びて、實に手の舞足の踏どころを知ら  
 ざる許りなり、喜三郎の酒肴を出して、頗る丁寧な深慮し、



其夜三郎次ハ田中善太夫より頼を受けて、媒介をなせし醫師  
 竹林庸庵が家に到り、娘が婚姻の事、全く富人不承知の旨を  
 断りければ、庸庵甚た憤りしりども、未だ結納を納めしにも  
 ゆらざれば、何れ田中殿へ申断り候へんと、答へける、次の日  
 庸庵ハ終日病家を奔走して、更に暇あかりしるべ、其夜田中  
 善太夫が邸宅に至り、對面せし善太夫近頃水部明神の祭  
 禮の場にて、痛く威權を振ひて富田林の八右衛門と云へる  
 が、少く無禮をなしたるを咎め、刀を抜て肩先と疵を貸せし  
 かば、原來村民より憎まれ居たる善太夫の事あり、其騒動い  
 よく六ヶ敷なり、鎮守の廣前と血を見せたるハ、古來未曾有  
 の珍事あり、神前を穢せし罪輕くらすとて、八ヶ村の氏子惣  
 代より縣裡へ訴へ出たるを、長野村の莊官長野賢八郎と云  
 へる人、仲裁に入りて、目下和解の最中なりしかば、善太夫願





る樂まず、只管々々として一室に閉籠り、來客にも碌々面會せざる折なれば、庸庵も其意を推して故意と善太夫に向て曰、大人近頃御容体頗る宜しうらず、何事ぞう斯く心を勞し玉ふぞや、善太夫曰、吾れ近頃極て樂しうらず、實て酒よても酌んと思へど、好友も來らざれば、獨り面白からぬ光陰を送れり、幸ひの事あれば、共々酌んとして侍妾に命じて酒肴を整へさせ、先づ善太夫大盃を以て一運、二三杯飲み、庸庵にさす庸庵も同く、三杯飲んで互ひに四面八方の談論及びける、庸庵曰、愚老今日推參せし、甚だ辨解なき次第の事情も候、大人必ず怒り玉ふ事勿れ、善太夫曰、某も亦是れ大丈夫あり、何ぞ輕々しく怒り申さんや、庸庵曰、先達て大人も依囑候松葉樓の美人初瀬の事も候が、彼が父三郎次最初に快く承諾いたし、今日迄よの美人を大人の御邸へ参らすべし、と堅

く約束致し、愚老も頗る喜び居り候に、昨日突然破談及びられ候、愚老も餘り云、甲斐なき事と思ひ、詞を盡して、歎き候得共、只さ娘年若くして婚姻を嫌ふ、と許り遁辭を吐て、一向に聞入れ申さず、愚老も是れ必ず深き蹊蹶あるべし、と存じ、密に探偵いたす、知縣相公類り、初瀬を所望いたされ、莫大の金子を以て、妾となさんとの嚴命ありしう、三郎治忽地に利慾に惑ひ、前約の某を破談いさし候、と被考ぬ、固より結納を納れたるもあらねば、今更詮方なく候得共、三郎治が心術實に憎む可きに候、善太夫これを聞て大に怒り切齒て曰、三郎治までが某を輕んじ、約束を變更に及ぶ條、憎き致方ある、己れ此怨を晴さでの叶ふまじ、して初瀬の何の日も五條へ赴き候や、庸庵曰、愚老が妻の申に、明日の夕景縣裡より迎ひの者來る由も候、善太夫曰、足下の令園の如何



にして之を知り候ぞや、庸庵曰女髪結の阿三も承りしと申候、と語る所へ、十津川の郷士上原主税、千葉旗一郎打連て来りしかば、即ち招き入れて俱に酒宴に及ぶ、主税曰田中公の顔色何とやら宜しからず、御病氣にても候や、善太夫曰一向に病ひの無之候、只た近頃甚だ晦氣こと多くして氣分更み暗れず、只今も極て不平なる事これありて、耐へ難き折柄に候、主税曰某と公との數年來兄弟同様も交情候中なるに、某に何故も告げ玉のさる、善太夫曰吾れ如何ぞ大兄も密し申さんや、今日庸庵老参りて申に、某先達て松葉樓の亭主三郎次に約束致し、娘初瀬を妾よせん、と早や與入れの日をも定め候に、其後知縣相公より莫大の金子と以て、妾おせんと内命ありしかば、三郎次某を輕んじ相公の命を重んじ、遂に某に破談を申入て、明日娘を五條の縣裡へ送るとあり、

某これを見て甚だ憤懣も耐す候、庸庵曰く實も愚者も憤懣の至り候、主税曰果して然らば何故も三郎治と戀し玉のさるや、彼れ等夫婦の素より強慾にして、常々非道の行ひ多き者と承り候、善太夫曰く某も三郎治を打戀さんと存じ居候へ共、彼れ知縣相公へ讒言を致さんとを恐れ候あり、主税曰く寧ろ三郎治夫婦が首を切り玉へ、某等も一分の力を盡し申さんと、庸庵曰彼を殺す事の先づ止り玉ふべし、人を殺す者の必ず殺され申さべし、善太夫曰千葉先生より定てよき謀畧を知り玉ふべし、某が爲めに妙策を示し玉のさるや、旗一郎曰某主人公の爲に一策を運らし申さん、此謀首尾よく行ゆるれば、美人を公の手に入れ玉ふ事を得可し、次に三郎治夫婦の、知縣の爲に捕りれて入牢を可し、次は彼夫婦の獄中に於て死せるに至るべし、一舉にして兩全の計よ



候、善太夫大に喜び、希く其の某が爲に速に計を示し玉へ、旗一郎則ち此謀の最も密あるを良とき、庸庵公の先づ斯様くに働さ玉へ主人公と上原公の某と共に斯様くにあし玉ふ可し此謀万一行のれざる迄も必ず、怨を晴し玉ふとの疑ひある可らずと猶も其手筈を定めける

○第四章 落葉暇耕平據初瀬

五條の縣に都頭捕三郎一話裏三郎次が娘初瀬の原來一人の情夫ありて近傍なる無相庵と云へる禪宗の寺院に住職する、去來和尚が俗縁土田耕平武臣と云へる壯士と情交最も密なりしうべ、今回五條の縣裡へ奉公に出るとも、心中極めて好しからず、只た永く此處にありて、耕平と情交を結ばんと、欲それとも、今の兩親も追られて、遁るゝ道なければ、心あらずも得心したりしか

と、未だ其こと耕平に告されば、無相庵へ展墓すと稱して家と出て、僅の十町に足らざる道あり、直に寺に至れば、耕平の大榎樹の下へ席を敷て、冷風は吹れなむら、孫子を讀て居たるが、初瀬と見て莞爾と笑み、忙しく聲を掛て曰く、今日の何等の風が吹たるよや、能くも來り玉ひしもの哉、先づ席の上へ坐り玉へ、初瀬曰く今日の君の分別を借りて、妾が身の去就と定め申さんために參り候、君の御心一つよて妾の今日限り永き御別れとあるやも測り難く候、と潜然と泣けられ、耕平大に驚きて曰く、這の何事を言玉ふぞ、定て深き仔細ある可し、先づ涙を拭て詳りに語り玉へとて、手巾を與れば初瀬稍あつて曰く、君と別れやさん手と言し、別れのとよもはべらず、其仔細の斯々、斯様くのとよ候と、初め田中の妾にせられんとせし始末より、今度富田林の喜三郎が媒介



にて、知縣相公の夫人の侍女となる事まで、詳々に物知り斯る上、永く君に別れ申すの外ある可らず、若君が才覺えて、妾が身を救ひ玉ふ手段あらば、救玉のれりし、耕平曰く、知縣の夫人、侍女を求め玉ふとの全く偽の計ある可し、某案するに、和公の夫人は、江戸の旗下某公の愛女にて、其侍女も總て是れ江戸より呼上せて召仕ひ玉ふなり、任他此地の女を召玉ふとも、左迄の美人を求め玉ふも及ばざるべし、況んや侍女を抱へ玉ふに、五十兩の金子を出し玉ふと、第一の不審あり、吾聞く知縣相公は極て好色家にして、六管妾を抱て、常より、左右に三四人の美姫ありと、是に由て見れば、夫人の侍女と稱し、其實妾よるを計なる可し、三郎治夫婦も、固より其事を知ると雖も、そなたの嫌ひ玉ふとを恐れて、唯た侍女と許り言るとあるべし、初瀬これを聞て、愈々泣いて、曰、若も左様

の事に至らば、妾の決して自殺致し申さべし、君何とて早く謀を定めて、妾を救ひ玉はざる、妾の如き者の死するも、生するも、關る所ありしと思ひ玉ふのや、耕平曰、某いふんぞ左る不人情なる心あらんや、然れども、當下別に妙策もある事あり、只此に一事あり、然どもそなた能く某が謀を従ふや否や、初瀬曰、妾が身の兼て君に任せし上なるも、今更何故に疑ひ玉ふや、耕平曰、疑ふともいあらねども、先づそなたに問はん、阿牧どののそなたの爲に、繼母なりと聞く、果して然るや、初瀬曰、妾が爲よ、父も母も、實に肉親よ、いはべらず、妾が父の十津川の郷士、嶋左膳と申し候ひしが、母の妾が三才の時死去り、玉ひ、父上の手一つにて七才の歳まで成長候に、其の年に父上の疫癘とやらんにて、世を去り玉ひぬ、忘れもせぬ、嘉永六年癸丑三月四日にて候ひき、妾の兄、左太郎元善とて、當



時十二才よなり候を、京師本國寺に宿願の氷戸藩、阿部左  
 太夫とやらん言る人、貰ひれて、此年の七月七日に赴き玉  
 ひき、妾の女子よてあり、中々に家を興そべき覺悟もはべら  
 ぬ、近隣の人の情にて、桑田村ある三郎次が家の養女とな  
 りて、今の養父母に養はれ候ひし、然ども第三郎生れし後ち  
 り、何事も妾を情を加へず、常に妾を欺きて金に換んとせ  
 られし事、殆ど數回に及びし、幸ひにして今日までの辛  
 く、毒手を免れはべりき、此上の只だ君の情よりて、妾が心  
 を安んずる謀を示し玉へ、耕平曰そなだる實父は、兼て聞く  
 嶋左膳殿とい知らざりき、某が兵學の師、備前岡山の住人藤  
 本鉄石先生、常よ左膳殿の兵法を稱歎致され候ひき、測らず  
 名家の娘と、借老を契ること、某が畢生の慶びなりとて、初瀬  
 の手を取りて甚だ喜びし、初瀬の嬉しさを極りなりけ

り、耕平曰く斯る上の今更何事を、議り申さべし、某も不日  
 京師へ出んと存せし折柄なれば、俱に京師へ赴き玉へ、兵法  
 よも三十六計走るを上とすと云り、其手筈の斯々し玉へ、左  
 なき時の迷惑必ず父上よ及ぶ可し、と懇ろに教へし、初  
 瀬大に喜び、暇を告て歸りける、借て吾家に歸りし後ち、只  
 管其用意をなしければ、三郎治夫婦これを見て初瀬も、縣裡  
 へ赴くとい心之を嫌ふならん、と思ひしに、自ら其用意を  
 せずを見れば、却て心よ之を樂むらん、とて夫婦密よ喜び  
 ぬ、初瀬の亡父左膳が自ら寫せし家譜あり、一巻は兄左太郎  
 之を所持し、一巻は初瀬が肌守よ入れたれば、外よ亡父が  
 位牌と母の記念の黄金三枚、之を帛紗に包み、外に化粧の貝  
 圓鏡ちと取纏めて、風呂敷に包み、用意をべて、整ひし折柄、富  
 田林の喜三郎は縣裡より迎ひの徒兵、山越並平、もろとも一



挺の駕籠を釣らせて来りしるバ、三郎治夫婦は忙しく酒肴  
 を調へて之をもてあし、初瀬が裝束已に整ひしをもちて駕  
 籠を打乗ければ、喜三郎と荒平の駕籠の右左りに従ふて、桑  
 田村と出まける、時に六月上旬の事あれバ晝の程は炎天焼  
 が如く、道路の砂石ことごとく焼けるよぞ、夕景より夜入り  
 なバ、却て道の便がよからんとて、故意申の刻下りよ桑田を  
 出たれハ僅二里程来りて、金剛山の麓に至りし時、日は  
 全く西山に没して、前程極めて明ならず、用意の提燈を照し  
 て早や落葉賑と云ふに至りしに、忽然として二人の大漢現  
 れ出て等しく刀を揮て斫て斃れば、喜三郎大に驚き、駕籠を  
 打捨て逃走る、荒平のさすがに武家の縁を喰ものなれば、心  
 中への驚きながら、刀を抜て防ぎ取ん、左れども敵は二人  
 あり、味方は一人も居らざれば、荒平も力盡きて元來し道へ

逃歸る、此騒動の最中よ提の蔭より一人の壯士現れ出て、駕  
 籠の戸を揚げ初瀬が手を取り、南をさして走るを、先に出た  
 る二人の漢これを見て、一人は荒平と追討し、一人は南をさ  
 して追て行く、然れども後に出たる壯士頗る大膽にて追來  
 る大漢と待合せて、忽ち足を揚て丁と蹴る、有業の大漢も、胸  
 を蹴られて倒れしるバ、壯士は初瀬が手をとりに、行術も知ら  
 ずなりにける、大漢も熱くにして起上り、元の所へ歸り來り、  
 二人密に語り合て、其儘見へずなりしとぞ、俗も荒平は一里  
 許り走りて、喜三郎を尋ぬるよ、觀音堂の内よ居ければ先づ  
 互は無事を祝して、俱に初瀬を尋ぬるよ二人の興丁敷の中  
 より這出て有し爲体を詳りに語りしかバ、荒平大に呆れて、  
 是必ず山賊の所業あるべし、左なくバ初瀬とやらんが情夫  
 あるやも知る可らず、喜三郎曰く山賊もせよ情夫もせ



よ其はどちららよても詮方なし、只知縣相公よ何を以て訴へ  
 やすべきや、荒平曰此事素より吾們が怠りにあらず、敵は三  
 人吾們は一人なれば、吾いかも勇なりとも、決して勝がたか  
 らん、然らば絆の爲体つゞさに言上すべし、喜三郎曰く敵は  
 三人足下は一人と言ふときは、吾れいかも早く逃げたる  
 様に相公よ呵られずきべし、荒平曰くいりにも早く逃ら  
 れしに非ずや、喜三郎曰く希くは山砥公某が爲よ相公よ程  
 よく訴へ玉へ、荒平曰く程よくとい如何ある、勘梅よ訴ふる  
 事ぞや、喜三郎曰く、山賊と覺しきもの十人餘り出たる間、二  
 人にて必死と防ぎ戦ひしや、遂に衆寡敵せず、女を奪はれぬ  
 と訴へ玉へ、荒平呵々と打笑て曰く其の決して叶ひやすま  
 じ二人にて十人と戦ひ、少の手疵は負ふ可きよ、足下の更  
 に疵も負れず、如何ぞかゝる偽を訴ふるを得ん、喜三郎曰然

らバ斯様くよ訴へ玉は、如何、荒平曰くいかにも妙策あり  
 只だ三郎治が爲には氣の毒にあらずや、喜三郎曰く彼の三  
 郎治極めて強慾にして情を知らぬ者なれば、是式の事の當然  
 の事なり、今度相公より五十兩賜はりしが、吾等よ一錢の  
 謝義にも及ばざり、如此の非道淡なれば、彼れ如何様にな  
 るも決して憫然とは思はざるあり、荒平則ち諾して其夜の  
 子の刻過る頃、五條の縣裡へ歸りけるよ、知縣鈴木玄蕃殿大  
 に待かねて居られしが、荒平、喜三郎恐る言上して曰く、僕  
 輩初瀬どのを守護し参らせ、金剛山の麓落葉曠と申すよ、至  
 り候處、忽地曲者五六人白刃を揮て躍出候間、二人力を盡し  
 て防ぎ戦ひしよ、彼等兼て謀を合せ候にや、初瀬どの駕籠の  
 内より飛び出して、曲者の中よ立交り、遂よ共に逃失候ひぬ  
 二人力足らずして如何ともさる事能はざりしかば、空しく



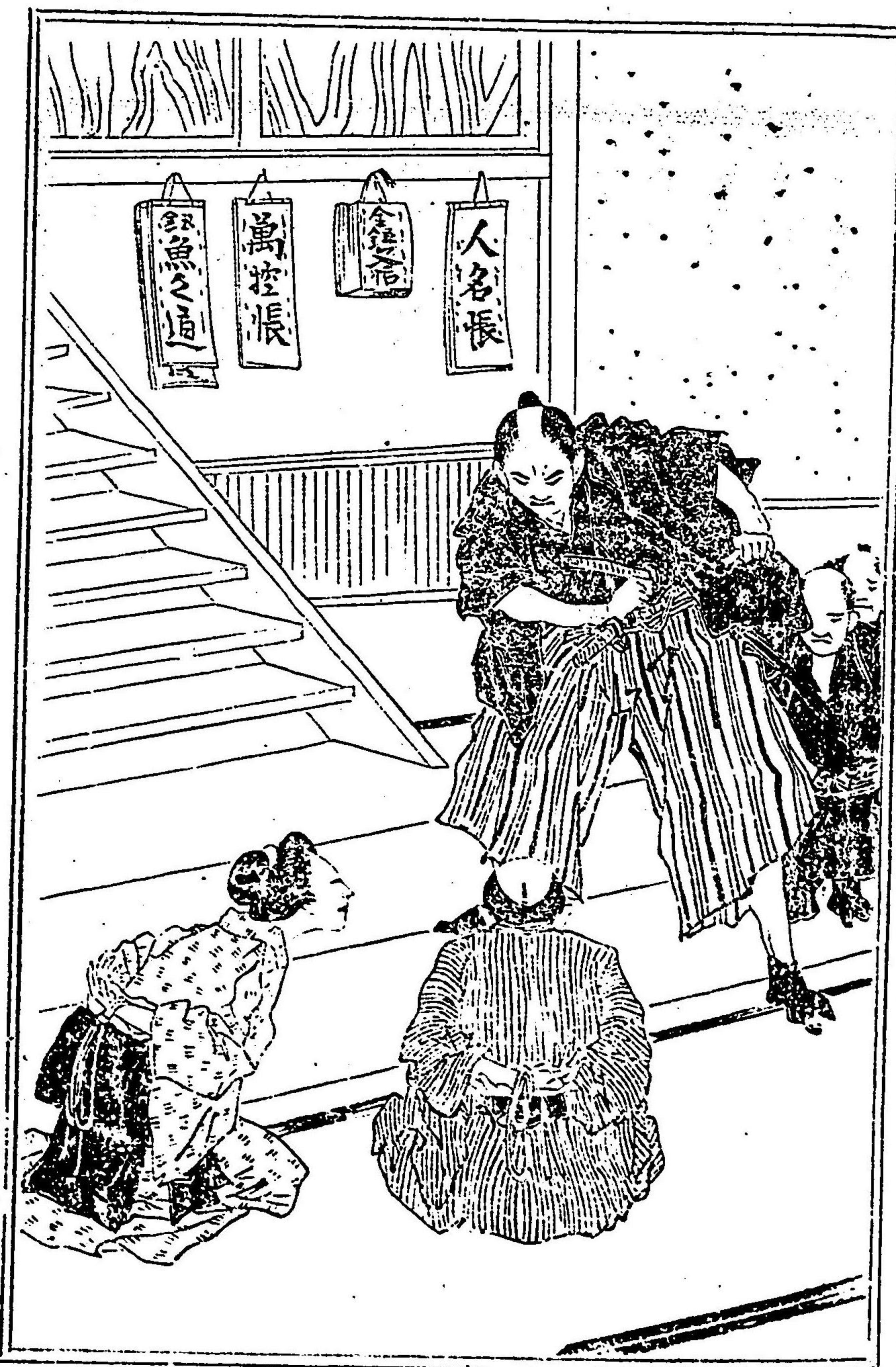
立歸て言上仕り候、僕輩つらく考へ候に三郎治夫婦の者兼て曲者を語らひ、途中又埋伏致させ候と覺へ候、全く僕輩二人の怠慢、よひこれなし、と言上まければ、相公今夜は美人を相手に快く酌ん、と未だ多く酒も飲れず、只管待もうけし處なるよ、今二人が訴へを聞て、忽焉として怒りを發し、犬に呼つて曰く、汝等奴輩いふあれ、斯く吾命を忽にまけるぞや、金剛山の麓は平常危険の地あると、兼て知りつらんよ、何故よ、夜又入りて彼地を過りたる、想ふよ、汝等酒を飲で事を過りしなるべし、追て吟味よ及ふ間、慎み居るべし、と鐵に命じければ、二人犬に怖れて、退きける次に、捕亡都頭木村輔太夫を召し、桑田村の三郎次夫婦の者、甚よ吾を輕んじ、法度を恐れざる曲者あれば、急ぎ搦捕て獄に繋ぐべし、と命ト更に又た金剛山の麓落葉際にて、余が愛妾初瀬を奪ひ取りし

者あり太平の御代に斯の如き珍事を見ること偏に汝等が落度あり、是亦急ぎ探偵を盡し、搦め來れど命じければ、木村都頭畏つて捕亡徒卒十五人を卒ひて、其夜の中又出立ける

○第五章 飛一書都頭走士 失返翰乙平危時主家

却説五條縣の捕亡都頭、木村輔太夫の、隊下從卒十五人を引卒して、飛が如くに桑田村へ赴きしに、三里程至りて、夜に全く明放れしかば、其日の己の刻に桑田の莊官が家よ着き、時を移さず、松葉樓へ踏込で、三郎次夫婦とバ高手小手に繋めける、三郎次の初瀬を奪ひし事を夢よも知らざれば、只果てぞ居たりける、木村都頭の莊官よ命じて、三郎次が家財に悉く封皮を附させ、三男三郎下婢一人下男一人の暫く莊官へ保管隊下の從卒二人をして、夫婦の囚人をバ先づ五





條の縣裡へ送り遣して獄裡に繋ぎ其より近郷遠村に従卒  
 を巡らして落葉曝の曲者を探偵せざるも、更だ賊の端緒すら  
 得ると能はず、只徒ら評議のみして日を送る、一日從卒歸  
 り報じて曰く、近頃五條の醫師井澤仁庵が家も、關東より來  
 る一個の涙人あり、此者十日程以前より飛鳥村なる仁庵が  
 別荘に在りて十津川の郷士等と共に終日酒を飲居り、彼  
 輩こそ極て胡乱の者と存い、木村都頭曰く汝が言ふ所のみ  
 にては、未だ賊ありとい認定し難し、吾先飛鳥村の莊官を呼  
 び、彼等が容子を尋ねんとて急ぎ飛鳥の莊官を招きて、仁庵  
 の別荘に滞留する者あり、如何ある川事ありて毎日酒を飲居  
 りいや、莊官曰く僕も一向に委細事存しず、先が先日  
 仁庵が舊友の由にて水戸藩竹下武雄とや人來り、滞留致し  
 居い、然るも此者兵學の達人ある而已ならず、最も北辰一刀



流を遣ひいとして、十津川の郷士乾十郎、前田主馬、市川正規な  
 ど云へる人々日夜参られて、文武の事のみを物語り致され  
 い、昨日の飽術の替古なども仕り候、都頭これを知りて心中大  
 に怖れ、左様ある豪傑に手向せば、却て辛目も逢ふものあり、  
 先づ捨置くは如く可らず、と思案して、莊官には何氣なく暇  
 を遣りて、次の日五條の縣裡へ歸り、落葉暇の賦の、一向に手  
 がかりも無之候、先づ三郎次夫婦を拷問せば、自ら知れ申せ  
 べし、と復命しければ、知縣則ち都頭をして三郎次を拷問せ  
 るは固より初瀬がとひ曾て知らざる事なれば、白状すべき  
 由もなく、只儘は最初初瀬を田中善太夫殿お参らせ可き約  
 束致し候を、喜三郎が媒介により、田中殿を破談致し候趣申  
 立しつゝ、都頭則ち知縣に斯と訴へける、知縣曰く田中善太  
 夫近頃甚だ威權を弄し、先達ても富田林の八右衛門に疵付

け其緯未だ落着ま至らざる折柄なれば、先づ善太夫を招寄  
 て一應尋問に及び、言ふ所少しよても胡亂ならば、速に獄に  
 繋ぎ候へとありければ、木村都頭畏て、同僚吉野都頭も向ひ、  
 御邊の何と思ひ玉ふやらん、知縣相公吾們に命して、田中善  
 太夫を招き來れどの事なれども、某と田中善太夫といふ素よ  
 り親しき朋友なり、假令相公の命と雖ども、吾れ如何にして  
 彼人を糺問する事と得んや、足下の幸ひ田中生といふ一面識  
 もあるまじければ、總ての事便宜なるべし、足下希くは該件  
 を擔任して、田中生を招き糺問を加へ玉ふまじきや、吉野都  
 頭心中と思ひける、田中の最も勢力ある郷士として交る  
 所の豪傑極めて多ければ、彼と怨を結ぶ時、最も吾も利あら  
 ず、相公と雖も常に田中を憚り玉ふ程なれば、吾いふんぞ  
 此等の事に干係て、身の不利を招ぐとをせんや、木村都頭も



必竟の吾と同意なるべしと思案し、偽を答て曰く田中を  
 問の事の最と易き事あれども、某今朝より腹痛よて今や宅  
 に歸らん、と欲せし折柄なれば、其等の公務を理する事の叶  
 ひ難く候、とて公務をもそくにして歸宅しければ、木村都  
 頭大に苦しみ、終日此事のみを案し煩ひける、夜も入て吾家  
 へ歸りし後も、只だ田中を糺問の事いかゞを可し、と頻りよ  
 り心痛しければ、妻これを見て問て曰く、良人の何事を斯く心  
 配し玉ふぞや、都頭曰吾と田中善太夫との最も親しき朋友  
 なるに、今回三郎次が娘の事に付、田中生に嫌疑うりて今  
 や相公の命より、田中生を招寄せ一應吟味の上入獄させ  
 よとなり、汝も知る如く田中生よりの常々莫大の進物を受  
 けがら、吾何の顔あつて、此事も係るとを得んや、況んや今回  
 の事の全く証拠あるに非ず、偏も嫌疑を以て招寄するあれ

バ或の田中生の辨舌にて言まざられるやも難計、吾れ一た  
 び田中生が歡心を失ひ、大なる損害を買ふとあるべし、吾  
 只だ此ことを憂ふるのみ、妻曰く然らば何故よ吉野都頭に  
 依託玉ひざる、都頭曰く一應の頼みじくと、彼れ俄も腹痛と  
 稱して辭して歸りたれば、如何ともする事能はざる也、妻曰  
 く良人必ずしも心を勞し玉ふ事なけれ、妾一策あり先づ穢  
 の爲体を悉く書面に認めて、田中殿へ言送り玉へ、然るとき  
 は田中殿己に罪あれば、必ず他國へ走り玉ふべし、若し初瀬  
 の事一向も係り知らざるなれば、他國へ走る事いし玉ふま  
 と其上よて良人官の文書を下して、招寄せ玉ひ、公務の事  
 も全くして、忠義を盡すとを得玉ふべし、又だ田中殿へ對し  
 て一片の友誼ともなり玉ふべし、是れ忠と義と兩全の策よ  
 て候都頭はたど手を拍ち大に喜で曰く、諺にも家よ賢妻あ



れバ其家寧しとかや、寔は汝が智謀に及び難し、とて早速  
 よ書面を認め家僕乙平と言へるよ書面を持せ、田中が邸へ  
 遣しけるよ、田中善太夫の落葉駿に於て上原主税と共に初  
 瀬を奪ひんとし、千葉旗一郎と竹林庸庵をも駿道の入口よ  
 埋伏させけるよ、初瀬の土田耕平と共に南の方山路に分け  
 入りて走りしるよ、旗一郎が計器すべて齟齬しければ、徒ら  
 に奔走しるよに過ぎざりき、然ども次の日三郎治夫婦捕れ  
 しかば、僅かよ憤りて漏すとを得たり、其後も主税旗一郎庸  
 庵等の頻りよ田中が家よ來り、毎酒を飲てありけるが、一日  
 五條縣の捕亡都頭木村輔太夫より、内密の書を送りければ  
 善太夫大よ怪み緘を開て見るに、三郎治の白狀により、大兄  
 をも、縣裡へ招ぎ申すべしとの評議之れあり候、明日の必ず  
 捕亡從卒推參す可ければ、豫め用意あるべしとなり、善太夫

これを見て大よ驚き、如何いせんと途方に暮て居ければ、主  
 税曰く田中公必ずしも憂ひ玉ふ事勿れ、明日縣裡より捕亡  
 來るとあらば、今夜の中よ十津川へ走り玉へ、某等力を盡し  
 て匿ひ申す可ければ、設ひ五年十年隠れ玉ふとも、決して危  
 きと候ふまじ、旗一郎曰幸ひ某の家村里よりは一里程も  
 隔ちて深山の麓なれば、隱家よの屈竟よ候はん、何年なりと  
 も滞留あるべし、善太夫大に喜び庸庵老も至り玉へ庸庵曰  
 愚老も必定捕亡よ頼る可れば是非に御供申すべし、此よ  
 於て善太夫家僕に命じて、五條より來る使者乙平よ酒食を  
 饗し最も丁寧にまよめければ、乙平飽迄飲み飽迄食し、早や  
 十二分よ酩酊したりしうよ、善太夫返書を認め別よ銀子二  
 分、紙よ包みて乙平に取せ、汝ら急き歸りて都頭よ返書を參  
 らせよ、と命トける、乙平其より道を急ぎしかど己に十分よ



醉たることなれば、踏々、跟々として道一向に進まず、夜の九  
 つ時に至りて漸く五條に至り、返書を出さんとするも、何れ地  
 にて取落しけん懐中にならうりけり、乙平大に驚きしが、忽  
 ち思案して申す様、善太夫殿仰せられ候もの、御書面の事、  
 正承知致し候、御返事を忝らす可き筈あれども、故意其儀  
 に及ばずと申され候ひきと眞しやるに、述べ、都頭先づ心  
 を安じ妻と共に、臥戸に入りて、歎みける、借善太夫の平生財  
 を惜む事なく、多くの人に交りければ、其恩を思ふ者、極て  
 少からず、只其人とあり尊大にして、已れより、優りし者、之  
 を思ひ嫌ふ事最も甚し、其れ故門下に集る者の、總て善太夫  
 又媚ひ諛ひすと言ふ事あり、然るも財富み家饒かなるが故  
 に、金錢を惜まらず、之を恵むと意の任なりしうべ、其恩を思ふ  
 者は心を傾て従ひける、されば此夜主税、旗一郎、厩庵の三人

を案内として、家の老菅二人に、金銀の類を荷せ、亥の刻に家  
 を出て、夜もすがら走りて、次の日の午の刻、又十津川に着  
 ける、抑も十津川五十八ヶ村、多くの是れ郷士として、殿も往  
 古より由緒正しき武士なれば、其家皆な舊格を存し、且つ尋  
 常からぬ威權をも有せり、故に此地のみ、縣裡の權勢と雖  
 も、意の如くある事能はざるあり

○第六章 飛鳥別叢、菊代請、哀、岩倉山莊、武臣吹笛

次の日、木村都頭、縣の廳に出て、捕亡をして、桑田村へ至ら  
 しめんとせし處、知縣急に都頭を召て曰、汝が奴、何爲ぞ  
 乃公を欺きて、賊に内通に及びしや、汝今日捕亡を遣すと雖  
 も、善太夫の汝が内通よりて、已に走りたるも知らざる事  
 のあるまじ、都頭これを聞て、忽ち面色土の如くになつて、保



ひ怖れて居たりける、知縣呵々と笑ひ、汝が昨夜善太夫又内  
通し彼をして走らしめんと謀りし事の、善太夫より汝に送  
りし返翰を以て明白なり、汝は未だ此返翰を見ざる可しと  
雖も是の昨夜汝が家の門前に於て巡邏の從卒拾ひとりし  
所あり、斯く証據分明なる上は、汝も罪科免ゆる可らじとて、  
騎士をして直ちに都頭が帶刀を奪ひ腰に懸て打て、其儘獄  
又下されける、都頭が妻菊代元來奈良の歌妓ありしが、都  
頭と情交を通じ互に情深かりしを遂に都頭落籍して妻  
となせり、容色の比ひあき而已ならず、才智衆に超へたる女  
あり、今良人の捕れたると聞き、大に歎き是れ必ず昨日の密  
事露現したる故あらめ、斯る危急の場合に、義父井澤仁庵  
殿を依頼頼らするの外ある可らず、とて已れが都頭と婚姻  
のとき義父と憑み總て懇情あり、井澤仁庵が許に至り、

先づ仁庵が妻は面會して、良人の危難を語りければ、妻曰く  
斯る公事の吾夫仁庵の力にも計ひ難ある可けれど、今日の  
飛鳥の別荘に到り玉ひぬれば、彼地にゆきて總て相談し玉  
へうし、とて家僕一人を菊代に従ひせ、飛鳥村に赴せける、折  
しも飛鳥の別荘より先達てより内田義之介滞留して既に  
竹下武雄と名乗、此地の豪傑に交を結び、専ら攘夷の企てを  
あし居ければ、仁庵も常に此に在りて、物語りに日を費りけ  
る、一日木村都頭が妻菊代來りければ、何事ならんと忙しく  
面會するに、菊代涙あがらぬ、良夫が身の始終を語り、希く  
良夫を救ふの計畧を教へ玉ひれ、と歎きけるに、仁庵曰く昨  
日善太夫に書面を送りし事、いかにして斯速に、露顯に及び  
しや、是れ必定別は蹊蹊あるべし、吾れ都頭と竹馬の友の  
みあらず、汝が爲には義父あれば、素より傍觀まべきにあら



す、汝の先づ家に歸りて、家内の取締を嚴にし、吉左右をまら  
玉へ、吾の是より縣裡へ赴き總ての爲体を尋ね來らんとて、  
内田元善も右の由を告げれば、然らば成るべく速かに  
歸り玉へとて、門前まで送りけるを、仁庵これを請して急き  
五條の家へ歸り、大なる菓子折詰を三個調へ、各々銀子拾  
兩づゝ紙に包みて菓子間に挿み、用意全く成りしかば、其  
夜先づ知縣相公が第一の家令黒澤多門が家へ赴き、進物を  
贈りて、只管に都頭が罪の次第を問けるに、都頭の全く賊に  
内通せしにより、縁に下せしといひ公務上の事なれども、實の  
田中善太夫と雖も、罪跡明なからざれば、都頭が罪は罪と雖  
も左までの罪にあらす、吾れ貴殿が爲ふ必ず相公に申すべ  
しとの事なれば、仁庵大に喜び次に、縣裡の總管長谷川義輔  
捕亡都頭吉野左門等にも、只管頼みて猶ほ賄賂を送りし程

に、木村都頭の僕小職務を免れしのみにて、放免せられける、  
然ども三郎治夫婦が爲めに、誰一人賄賂を送るものなけ  
れば、時々拷問せられて、苦痛をなす而已強慾の報ひとい言  
ながら、惘然なる事どもあり、却説無相庵に寓居せし土田耕  
平武臣の一人の情慾ひひかれ、初瀬を捨るゝ忍びざりし  
うば、落葉曠に於て之を奪ひ、其夜の二里程走りて山中と云  
へるに宿りを求め、次の日奈良に出て、猶ほも走りて第三日  
目よ浪華の地に着たり固より女を携へし道あれば、前程最  
も抄らす、加ふるに初瀬の足を痛めて歩行あり難ければ、浪  
華も十日程ありて、更に京師へ登り東山に家を借りて、幽に  
其日を送りけるが、此頃世上極めて騒しく、浪士等七月廿一  
日の白晝に、九條公の諸大夫、嶋田左兵衛權大夫が首切て、之  
を四條河原へ梟せしうば、是より京兆會津中將の下知とし



て、胡亂の浪士の、悉く捕ふべき由の公文ありて、耕平が宿所へも京市尹の従兵屢々來りて、これを窺ふにぞ、初瀬の大に怖れて、耕平に勸め何方へありとも、安穩の地へ居を移し玉へ、と頼り又歎きければ、耕平も詮方なく、岩倉村の中へ居を移し、是より村民の子弟又讀書を教ふる事を業とし、早や五月許りを過して、此年の冬の中となりぬ、元來耕平の天下の爲に尊攘の志あり、と雖ども初瀬を娶りてより、只た女が情愛に引れて、心あらずも僻遠の地に、空しく句讀の教授を志して居たりける、一日月をさまじく澄渡りて、夜景比ひあかりしかば、憶ひず吾家を歩み出て、兼て嗜なむ篠笛を吹かし、此所彼所と只管彷徨けるに、此村の東の隅又土塀を以て圍み大なる松數株植込みたる家あり、門の閉て只小門より人の出入を許せり、耕平つらく之を眺めて誰人の住家にか、

必定公卿の別荘にもや有らう、と思ひまだ笛を吹きて歸り、其次の夜も月夜ありしかば、後だ笛を吹て彼の大莊の傍り又至りて歸る、次の夜も同じく至りし、此夜の莊の内に箏の聲ありて、平曲王昭君を奏しければ、耕平興に乗じて、己も王昭君を吹きて、箏又合せたり、斯て内外の合奏凡そ一時許り又して箏の音をといめしう、耕平も同じく止めて歸り、次の夜も亦だ笛を吹きて到りしに、松の樹の下又人ありて向て曰く、足下の優しくも笛を吹きて遊び玉ふものあり、其の音色も尋常にのすぐれて聞候、吾の此莊の主あり去來共に遊び玉はんや、耕平心中に怪しみあがら、之を見るに、年齢四十許り又して、白綾の衣を重ね、藤色の短袴を穿ち、威風最も堂々たる人物なりしう、先づ敬禮して、曰く、某興に乗じて漫りに清聴を穢し汗顔の至り又候、とて謙退しけ



れバ彼人曰く、吾れ近頃極て徒然まじて、語敵なきに苦み候、  
 去來共よ語り候へとて、強て耕平を誘ひ、小門を入りて庭の  
 切戸を開き其居室よ案内しければ、耕平家屋の爲体を見る  
 に、全く王公貴人の住むべき屋なりしるべ、心中よ以爲く當  
 村に、岩倉殿の別荘ありと聞きつるが、是れ必ず岩倉家の  
 別荘ならん、然らば此人は是れ必ず岩倉中將具視朝臣の在  
 するやも知る可らず、と思案し急に次の間に下りて頓首し  
 て曰く、某下賤の身として、如何ぞ貴人と座を對し申すべき  
 や、偏に御暇を賜ひるべしと、言けるに彼人笑て曰く、其等の  
 遠慮無用なるべし、吾れ近頃隱遁の身なれば、敢て世上の事  
 を須ふるを要せず、必ずしも心配無用たるべし、とて先盃を  
 賜ひりければ、耕平則ち席を進て之を受け、是より世上の事  
 話に及び、其夜の暇を賜ひりしが、明夜必も参り候へとこの事

につき再び到りしよ、紅葉と云へる題にて和歌一首仕り候  
 へとありしうば

草木にて見るたにうれし紅葉のわかきが人の心あらばや  
 と記して上れば大に感賞ありて、猶も武術の事、文學の事、問  
 ひ玉ふに、耕平武は素より其長き所、又ハ森本鐵石が高弟  
 なれを、和漢及び和蘭の事暗せずと言ふ事あり、辨に任せて  
 説明したりしるべ、莊主いよく歎美して、是より二さきもの  
 に思ひれける、是れ耕平の後年青雲の志を得る緒といなり  
 にける、是より耕平の日となく夜となく、此大莊よ参りて主  
 公に仕へ申せしうば、後ちには初瀬をも北の方の御許へ召  
 れて、朝夕仕へ奉りし程に、夫婦今の吾家を閉て専ら此に仕  
 へ参らせける、抑も此大莊の主公と云へるハ村上源氏の一  
 流、岩倉三位中將源の具視卿と申して、天下よ知られし英逸



の君ありしが、近頃國事につきて天皇の勘氣を蒙り、去年八月廿日千種、富小路の兩卿と共に、螢居の身とあり玉ひしなり、然りと雖ども卿常に天下の事を忘れ玉はねば、志あるの士を、密に召し玉ひて國事を議し玉ふ、耕平此卿の御許に於て薩州の豪傑、長州の豪傑等と多く交りりと結びけるとなり

○第七章 武臣義心赴大和  
源藏友愛惠兵庫

文久二年も、こゝに暮れて、明れば同三年癸亥の春となりぬ、一日土田耕平の、具視卿の仰を受て、京師に赴き國事の上よつきて三條中納言實美卿に面謁し、密に上申する事ありて、其歸り道江戸の人、安積五郎と云へる浪士を尋ねけるよ、折しも五郎の不在にて、大和の人千葉旗一邸居合せしうべ、耕

平大よ喜び、一別以來の交誼にて、耕平、曰足下よの殆ど二年も逢ひ申さざりしに、愈々恙なくて、先の大慶至極せり、久くなれば共に一杯を傾申さん、とて兩人三條小橋の松月樓と云へる酒亭に登り、杯を互に取交して、快く飲酌に及びける、耕平曰足下、今回何等の用事を以て上京致され候や、旗一郎曰く、某一向に要事なく候得共、不得止上京致し面白うらぬ、光陰を送り居り候あり、耕平笑て曰く、足下何を戯れを言たもふぞ、要事なくして何ぞ遙々上京し玉ふべきや、必ず面白き要事のありて來り玉ひしならん、旗一郎曰御邊の緯の仔細を知り玉はねば、左様に疑ひ玉ふ可けれど、中々然る緯に非ず、御邊との同窓の親みあれば物語申さべし、昨年の夏某が親友、田中善太夫と申すが、松葉樓の三郎次と言るに、侮辱しとて頗る憤り、其が娘初瀬とやらんが、知縣の許



へ召れて参るを、途中に於て奪ひ取らんと、謀を遣し候ひしに何者よか復た途中に奪ひ取られて、善太夫の手を空ふせし而已ならず、其友人上原主税の、胸部を蹴られて、痛く惱み候ひき、其一事の飽迄秘密を致し候へども、遂に知縣の耳に入り、三郎次夫婦の、次の日五條の獄に繋れし程も、善太夫が爲せし事も忽ちに現れ、桑田へ追捕の人数向ふ由密に告るものあり、善太夫大に驚き、如何せん途方暮候体故、某之を見るに忍びず、一先吾家へ隠し置き、更も他郷へ走らせんと、其夜善太夫、并に竹林庸庵と云へる者を、某が家に隠し置き、早や百日餘りを過し處、いづれにして露見に及びし乎、十月上旬捕亡頭都吉野某とやらん、大勢にて馳向ふ由聞しかば、善太夫大に周章して、夜まさぎれ庸庵と共に、何地をあてもなく走り候ひき、某も縲紲の耻辱を受んと心苦しく、卑怯

とは思ひしるど、其夜吾家を走り出て、暫くの間浪花に潜み、春に至りて安積氏の家に隠れ候なり、此故も極て樂しむらぬ光陰を送り、朝夕故郷の空のみなつゝのしく存じ候、耕平之を聞て、借の初瀬の事につきて、如此珍事に至りし乎、それも付ても、三郎次夫婦獄も繋れしとの、氣の毒の至りありと、思ひ己の素知らぬ体にて言て曰く、斯る事とも知らざりしに、寔も足下の意外ある災難を蒙り玉ひしものなり、して三郎治とやらん、猶は獄も繋れ居り候や、旗一郎曰く、昨年の冬まで、猶存生の由に承はり候、耕平曰く、某三郎治との極て懇意を通し候間、彼が爲に計畧を運らして、夫婦の者を救はんと存じ候、旗一郎曰く、それに寔によき事なれども、或は叶ひ申すまじ、耕平曰く、何故に叶はざるとに候や、旗一郎曰く、近頃知縣のますく暴威を逞ふし、己が意も逆ふもの、官の威權を以



て必ず之を嚴罰致し、設ひ非義と雖も、吾志を得ば厚賞を行ふなど、實も言語同斷の有様なれば、足下いかゞ智謀を運せし、其謀成りし上、足下等をも、必き晴天白日の人とあし、公然と歸國致すやう計ひ申さん、旗一郎曰御邊のかねて智謀拔群の人あれば、慎みて謀をあし玉ひ、必ず行ひ申すべし、と是より杯の數を重ねて、其日の別を告て袂を分ちけるが、耕平の岩倉村に歸りて、卿に復命し、其夜妻初瀬に三郎治入獄の事を語りけるに、有樂婦女の情なれば大に悲歎し、何とぞ良人良き謀を以て養父母を救ひ玉へ、と頼しうば、耕平も是れ固より初瀬を奪ひし一事より起りし事にて、其の罪原の耕平夫婦がなせし業なれば、佛説の因果も於て決して免れざる責任なりと觀念し、次の日主公に緯の事情を述べ

夫婦の者を救はんとを望み申せしうば、主公大に耕平が義氣を感じ玉ひ、金子二十兩賜はりしかば、耕平厚く喜びをべ、其日岩倉村を立出るも、初瀬は暫しあがらも、名残を惜み戀々として別るも、忍びざるの情あり、耕平の之を慰め且つ勵して遂に京師をさして赴きぬ、斯て耕平武臣の京師へ出て、其師なる藤本鐵石先生を尋ね、今度大和に赴く緯のころを述べて、金子五十兩調達を願みけるに、先生至て貧しくして、思ひの儘も金子出來あねしうば、憶はず二十日餘り日を送りけるも、水戸の人、田中源藏智義と云へる者、僅に耕平一面の識に過ぎざるに、耕平が智睿才能尋常ならざるを識りて、爲めに金百兩貸與へしうば、耕平のまた源藏が人を識るの眼あり、且つ能く財を輕んずる度量あると感服して、無二の交りを結びける、是れ翌年源藏が關東に於て撰



夷の兵を擧るに及びし時、耕平をして參謀の大任に當らしめたる所以の緒なりとは知らる、閑話休題、耕平の鐵石源藏の兩人又別れ、三月上旬に京師を立出けるが、先づ五條の騎士松原權三と云へるの、極て懇親の中なれば、彼が家に至り、先づ權三をして總ての幹施をなさしめ、あつた、百事便宜あらんと思案し、五條をさして赴ぬ、是より耕平の假に、土田兵庫武臣と稱しけるとなり

○第八章

家令揮て辨を説き蝶々亭

相公好みて色を挑菜風を妻

抑も騎士松原權三と云へるの、固よりの官人に非ず、是れたた一個の軍談師にして、學識あるに非ず、才智あるにもあらねど、一種不思議の因縁よりして、如此士林に列し、威權ある騎士の職を襲ふに至れり、權三初めの名の權治、藝名蝶々亭

菜風と呼傲き、妻のもと京師祇園の酒亭に仲居をあせし女にて、名を浦子と呼ぶ、其容貌の實に千人の上に出て、其才智の百人に及べたり、蝶々亭と情緒を結びて、遂に夫婦とあり、諸國を巡りて軍談をあしけるが、近年世上騒々敷して、此等の遊藝一向は利を得る能はず、蝶々亭大に難澁して漸く大和に來り、奈良又半年はと在りて、次に五條に移りぬ、五條の鈴木知縣の落語、軍談の類及び清元常盤津さんど、最も好む所なれば、其邸宅へ蝶々亭を召て、軍談を講せしむるに、得意の講談の、勿論そべての世才又長じたる者なれば、能く相公が意を遣へ、言を巧みし色を令くして仕へければ、知縣感悦淺うらす、二なき者に思ひける、頃しも正月の廿日、總管長谷川義輔が誕辰日ありて、其邸に盛宴を張り、知縣を首め家令、家令補、騎士、捕亡都頭、徒卒監、監獄に至るまで、凡そ十



五人招待し、山海の珍を列ねて饗應又及びける、此席は蝶  
蝶亭と召し、軍談を講せよとありける、蝶々亭曰く尊命と  
辭し奉る、よのあらねども、今日の如き御盛宴に、軍談如き  
の極て適當仕らす候、軍談の總て武人軍官が、功名及び取  
御遊興に相成り申さず候、幸ひ荆妻儀の端唄并に舞踏をも、  
少々心得候へば、當御席に却て御一興に候ふべし、御許  
しを蒙り候へば、推察致させ申すべし、総管大よ喜ひ汝が妻  
左る程の者あらん、速に誘ひ來れとて、急に之を召しけ  
る、蝶々亭が妻浦子心の限り装ふて宴席に出ければ、知縣  
早くも之見るに年齢の廿四五にして、花季漸く過たりと雖  
も、其容顏の猶三月の桃花の如く、其風姿の春の柳に似たり、  
雨の恨み雲の愁を帯、また巧みは媚を呈する所暗に好色家

を腦殺せ、知縣相公元來好色家なれば、いかんぞ心と動さ  
らんや、頻りに浦子が一進一退言行應接の間、心を配り居  
けるが、浦子もと京師に在て花柳の街人となりし事な  
れば、酒席の間は周旋する、最も其長する所なり、されば  
浦子一人が爲め、大よ興を催ふし、深夜に至りて、各々退さ  
ける、是より知縣の浦子を忘るゝこと能はず、如何もして情  
を達せんと思へど、彼の良夫ある身あれば、容易他の心は從  
ふ可らず、左りとして此儘に己んの極て遺恨なれば、設ひ幾干  
の金を費せども、是非思ひを達せんと、日夜思案を運らると  
雖も、未だ好便宜を得ざりし、一日家令黒澤多門書院に獨り  
柱によりて、庭面を眺め居たりし、居間に招きて先問て  
曰く汝が家に多くの棟棠花ありと聞つるが、未だ咲き申  
さずや、家令即ち答て曰く弊宅の山吹方今最も盛りと咲き



居り候、知縣曰く吾れ汝の家の棣棠花を観んと欲す、汝余が  
 爲めに其心構へをなすべし、家令曰く畏り奉り候、尊命これ  
 かしと雖も候より御來臨を仰ぎ奉らん、と存せし折柄、幸ひ  
 の事又候とて、急よ立んとするを知縣止て曰く、汝必ず他人  
 に知らるる事無用なり、吾れ最も密よ參るとなれば、總管に  
 も知らるると勿れ、且つ汝又命ずる事あり、吾れ蝶々亭が妻  
 浦子を招きて杯盤の事を周旋せしめんと欲す、汝浦子一人  
 を招く間敷や、家令早くも知縣が心を推し、暫く考へしが、膝  
 を進て曰く此御事、某が方寸の間に謀を定て必ず相公の  
 御望の如くまじ參らす可し、其につき此又一つの難義これ  
 あり候、彼の蝶々亭の固より軍談師を以て、屢々相公の恩顧  
 を蒙りし者なれば、浦子を召し候に、蝶々亭をも同じく召  
 玉いず、彼れ必ず狐疑を抱き申さべし、依て僕一計を以て





蝶々亭を説き暗に得心いよさせ申すべし、知縣曰く汝が才  
 覺の今に初めぬ事あがり、其等の事の必を行ひ難かるべし、  
 家令曰く相公必えしも尊慮を煩し玉ふ可らず、總て某が計  
 る所を御覽あるべしとて、急き私宅へ歸り、先づ蝶々亭へ急  
 ぎ來れとぞ言ひ送りぬ、蝶々亭の召に應じて、黒澤家令が家  
 へ推參せしかば、家令即ち後堂へ招ぎ、先づ酒をすよめ暫く  
 して曰く、汝の寔は福神の寵愛を得たる者あり、汝の實に良  
 き星にあたりしぞや、蝶々亭曰く、僕近頃知縣相公初め、諸大  
 賢の御愛顧にあつると最も莫大なる賜ものと存じ候、家  
 令曰く、汝左る小なき事を言ふ可らず、相公最も汝が才氣を  
 愛し玉ふ間、汝の近々必ず大吉報あるべし、蝶々亭これれを  
 聞て大に喜び、虚の眞か虚にもせよ嬉敷事ありと思ひ、僕固  
 より不才おして、何事も相公の御意に叶ふ事能はず、只諸大

賢の御愛憐よりて、今日を過し候のみ、如何ぞ此上の吉報  
 を望む程の謙量を有し申すべきや、家令曰く吉報と言へる  
 の外の事にあらず、某只今汝も命する事あり、汝若し慎て此  
 命を奉じなば、汝の必ず吉報を得べし、汝若し用ゆると能は  
 ざれば、汝の大なる災害を招ぐに至らん、蝶々亭曰く僕が一  
 命を奉れと仰せ候とも、僕いゝんぞ辭し申すべき、相公の御  
 爲に一命も惜むに足らじと、常に存し居候、家令曰くさて  
 さて汝の下賤の者も似合はず、忠義の者うき、汝の如き心あら  
 ば、鎗一筋の侍にするとも、決して不足ある可らず、相公の疾  
 く汝を賞し玉ふも、無理ならぬ事あり、さらば言聞きべし、汝  
 能く一身の吉凶を思案し、其利害を計算して返答すべし、蝶  
 蝶亭曰く畏り奉り候、家令曰く汝が妻は何歳よあるぞや、蝶  
 蝶亭曰く廿四才に相成り候、家令曰く汝が妻の貞烈の女な



るや將た浮薄の女ありや、蝶々亭曰く頗る貞烈にして某との極めて情交密なるを以て、四年此方一回も面を藉ふして争ひ候事の無之候、家令曰く汝の古今の事を能く暗んじ居る由なるが、鳴戸中將が故事を存し居り候や、蝶々亭曰く鳴戸中將の故事といふたけ物語の事に候や、家令曰く然り汝若し鳴戸中將の加くならんと欲せば、汝が妻をしてなよたけの如くあさよる可らず、知縣相公最も汝を愛し玉ふなれば、汝と汝の妻との分別次第にて、立身出世心の儘なるべし、蝶々亭これを聞き、早や十分に之を悟り心中大に騒ぎて、答ふる所を知らず、只た呆れ果たる許りあり、家令曰く今夜相公吾宅に來臨の筈あれば、汝の家を歸り能々妻と熟談をあそべし、汝若し大に立身の望みあらば、今夜妻を吾家に送りて、相公の爲に杯盤の事を斡旋せしめよ、若し吾命を輕ん

じ、只管私の情のみを是れ守らんとならば、妻を送るよ及ばずとて大に利害を含みて論せしむべし、蝶々亭一の大に怖れ一の大に苦み、分別の出る所を知らざりぬ、斯て蝶々亭の家を歸て一什一伍を悉く妻浦子と語り、今日黒澤公の仰せを以て推するよ、相公曰く、汝を見て懸戀し玉ひ、汝と枕をならべんと、御心あり、然れども汝に吾と云ふ良人ある事故御心に任せずして、密に腦み玉ふと見ゆるなり、吾れ情を割き汝を相公に奉るときは、吾の必ず大なる立身可ければ、吾いかんぞ汝を他人の慰み物にする事を忍びんや、然れども吾れ相公の御心に戻らば、必ず反て災害身及ぶならん、實に吾進退のこゝろは谷りぬとて、潜然と涙を流しければ、妻曰く、良人必ずしも歎き玉ふ可らず、妾が身の素より妾が心に任せず、只よ良人の心の儘よし玉ふなれば、妾の此事に



つきて何たる分別もはべらず、然れども良人能く分別を付  
 玉へ、郡山の御先祖甲斐守殿とやらん、内室おさめの方ど  
 やらが、方寸の妙案にて十五万石の國主となり玉ひし、と云  
 ふ事の良人の常に説き玉ふ所あらまや、妾もし良人の許し  
 を得るとき、今夜黒澤公の御宅にて充分に相公を籠絡し  
 何事も妾が機計と以て、思ひの儘なる處作をなす申すべし、  
 然るとき、良人の必ず立身出世ある可ければ、假令良人心  
 む忍び玉のすとも、富貴の爲も少く忍び玉へかし、蝶々亭涙  
 を拭ふて曰く、そあた若し、眞に相公が情にひかれて、吾を見  
 捨るゝ至らば、吾いゝんして世も立べきや、女の水性なれば、  
 相公が爲に其心を奪われんとを恐るゝなり、妻曰く、妾も情  
 事のまべて之を知り候、何事も妾も任せ玉へ、と良夫を願ひ  
 早や裝束をなして夜も入ると等しく、黒澤家令が家も至り

ける、是よりさき知縣相公の密に家令り家の後堂に在て、浦  
 子が音信を待ち居たる所、早や浦子來れりと報じければ、相  
 公大に喜び急ぎ召して見玉ふに、今夜の心ありて十分な装  
 ひたれば、先夜見し時より、亦一層の美を増して、相公の恰  
 も恍然として吾を忘るゝ許りあり、是より三名坐を對し、杯  
 を巡らす程も、相公痛く酔ひて早や席に耐へざる体なりし  
 うば、後堂の離房に殿子の襖を重ね浦子をして相公を扶け  
 参らせ、共に離房の中も款せけり

○第九章

破つて法規知縣舉菜風  
 示して威權權三迎兵庫

蝶々亭の終宵眠る事能はず、只管妻の事をのみ想ひ、今どろ  
 のいなる事を語り居るやらん、妻の定めて大に苦むなる  
 べし、妻もし眞に打解て相公に枕をすゝむる事のなきや、杯



頻り又想像して、自ら腦み居けるが、遂に一眠も及ばずして夜に明よける、次の日早く歸り來らんと思ひしよ、其日終日相公と共に黒澤が離房に在りて、歸り來らざりしや、蝶々亭今の耐へ兼て、黒澤家令が家へ趣き、緯の休を窺ひんとする所に、妻歸り來りしかば、蝶々亭頗る喜び、且の怨みて曰く汝の何故又今朝早く歸らざる、想ふに相公が爲め必き心を奪ひれしからん、妻笑て曰く良人何とて斯く愚かなる言を宣ふぞ、妾が仇し人又隨ふも、是れ皆な良人の爲めと思ひぬればあり、如何ぞ本と末とを過ちて相公に心を傾け申さべき、良人左る挟き心を持ちて、妾を怨み玉ふ事あられと、言しやば蝶々亭少く心を休めける、妻また曰く良人まつ喜び玉へ、昨夜相公妾が手を執り玉ひ、汝に良人ある事、余これを知ると雖も、煩悩の犬追へども走らず、余の如何様の

希望と雖も、未だ曾て達せざる事ありしよ、汝を慕ふ事のみの心よ任せず、朕が心に任せぬもの、鴨河の水なりと宜ひし故事さへ思ひ出られて、獨り吾身を歎つのみ汝もし余が心を惘然と思ひや一度なりとも、余の心を慰めくれようしとありしや、妾申様、賤しき者を、斯く迄に宣ひする、其御情の此上なき喜びよはべれども、妾よの菜風とて良人の候得ば、此事のみの御心よ應し難しと言つと立んどせしを、相公周章引とめ汝若し一片の情あらば、責て一夜ありとも余が心を慰めよ、汝若し心よ望む所あらば、設ひいなる大事と雖も、必ず之を許すべしとありし程に、妾早事成りぬと思ひて、徐よ申様妾と雖も、固より木石よのあらず、落花情あらば、流水豈に心なからんや、と言る諺もはべるあり、相公眞に妾を愛し玉ふとならば、妾いふんぞ強て辭し申す事を得



八十一  
ん然れども恐く相公の御心は偽り玉ふ所あるべし、と言  
けるに、相公この何事を言るぞや、余何等の餘興ありて、汝  
に偽りを言ふの違わらんや、然れども余が偽ると偽らざる  
との、偏は汝が心一ツも由るべきあり、妾更言けるに、相  
公もし眞は妾を愛し玉ふとならば、妾が心を安せしめ玉へ、  
相公曰く余必ず汝の心を安んずべし、妾また曰く妾の良人  
ある身まで斯る心になりしも、只偏に相公の御情の切ある  
を思へばなり、相公もし妾が心を安んせしめ、妾をして背ろ  
に顧る所なく、只管相公と共に、樂む事を得せしめ玉へんと  
あらば、良夫蝶々亭が身をも心をも安せしめ玉へ、良人の心  
安ければ妾が心の自ら安るべし、相公曰く余汝が爲め  
に蝶々亭に家祿を與へ、一の官職を授くべし、妾これを聞て  
大に喜び、早や事成りぬと思ひしかば、尙ほ心を盡して終夜

八十一  
相公を慰め参らせ今日も終日離席に在りて慰め申しぬ、是  
れ皆か良人の爲にして、相公の爲もあらず、良人先の狭き量  
見を去りて、妾がなを所に従ひ玉ふべし、蝶々亭家祿と官職  
との事を聞て、天に歡び地に喜び、實に手の舞足の踏む所を  
知らざりぬ、其夜の夫婦酒を酌みて心の中は相祝しけるが、  
次の日浦子の復は黒澤家令が離席に至りて、相公を相待ち、  
樂を借にしけるが、是より家令が宅を密會の處として、日夜  
の隔てをも忘れて樂みぬ、斯て十日程と経けるよ、家令の長  
谷川總管と相議して、吉野都頭が隊下の捕亡監松原權左衛  
門、近頃死去致しけるが其妻の五十五才にちれども、子一人  
もあらずして、家將も絶へんとする折柄あれば、家令より松  
原の未亡人に説きて、此家へ蝶々亭夫婦を養子として、松原  
の戸主となす事に定めぬ、されば日を撰みて蝶々亭菜風の



八十二  
浦子と共に此家へ移り、名を權三と更め名乗もあつて、惡  
しかりなるとて、已に住吉の地へ生れたればとて、松原權三  
源住吉とぞ稱しける、次の日縣の廳に於て捕亡監を命せら  
れ、四人口の家祿を賜はるとありしかば、即ち御受及及びけ  
る、然るに捕亡監の捕亡十二人の頭取にして、此職に在る者  
の必ず柔術捕亡の術を知らざる可らず、此術を知らざれば、  
捕亡を指揮して賊を捕ふる事を得ず、權三元來遊藝の人あ  
れば、此等の武術の曾て知る所なし、故に浦子をして、密に相  
公へ歎き申し、他の官職へ移らんとを請ひけるに、忽ち採納  
ありて、亂問廳の書記を命せらる、是より夫婦心を一にして  
飽まで阿り談ひし程に、僅か三年之間に、家祿も進み、隨て官  
職も騎士と云へるに至り、鎧一筋の主となり、駟馬の士に列  
しけるぞ不思議なれば、是偏に妻浦子が相公を籠絡する所よ

八十三  
り何事も意の儘ならさるとあつて、世上の人も皆其權威を  
憚る許なり、借も土田兵庫の、前年京師に在りて藤本先生  
の熟長たりし頃、權三どの屢々酒宴の席に於て相見へし、の  
みあらず、妻浦子をも知りたれば、今權三が斯の如き地位を  
得たるは、最も不思議ありと思へど、三郎治夫婦を救はんに  
は、屈竟の手掛りなりと思ふ程、先づ權三が家に至りて、面  
會したき由を言入れける、然るに小人の地位を得たる者、  
多くの尊大に至る事常なれば、權三騎士となりてより、最も  
傲慢の心を生じ、人民と見ること塵芥の如く、只々相公ある  
を知りて、其他を知らず、今土田兵庫と名乗りし客來りて、面會  
を請ふと聞き例の尊大ある体と示し、威勢を現さんと思ひ  
接客堂に導き、先づ茶菓を供し、其後凡そ一時許り待せ置き  
て、其身の黒綾の紋服に、同色ある外套を若千條茶褐色ある



半袴を穿ち、家來も襖を開かせ、徐々坐し付しう、兵庫心も大に笑ひて、先づ聲を放て曰く、いかに菜風子土田耕平を忘れ玉ひし乎、此一聲に驚きて之を見れば、何を思はん、已れが京師に在りしとき、軍談の材料を教授せられし而已ならず、貧究の際には、數々救助を蒙りし、耕平なれば、呆るゝ迄に驚きて、是れ誰人と思ひしに、耕平先生にてありける、痛く無禮を仕りぬ、平お御免を蒙らん、先後堂へ御通り下さるべしとて、恭しく兵庫を後堂へ誘き、最初の權柄に引替て、最も可憐を盡しける、權三忙しく酒肴を命じて、懇ろに盃をすそめ、妻浦子をも呼出し、夫婦交々款待ぬ、兵庫曰く、足下が官途も就きさる事、某當春初て承知致せしが、抑も此の如く俄に立身ありし、いゝある人の推舉も據り候ぞや、權三曰く、是れ偏に知縣相公の御愛顧も據る所なり、兵庫これを開

て、心中最も便宜ありと喜び、更も問て曰く、足下の如何よし、て相公を知り玉ひしや、權三曰く、某初め軍談を以て召れしが、其後の何となく某を愛し玉ふなり、兵庫曰く、某今回當地も來りし、極て秘密の私用あるが故なり、此事偏に足下を頼まされし志を達する事能はず、足下某が爲め、一分の力を盡し玉ひし、幸ひ最も大なり、權三曰く、何事ありとも力を盡し申すべし、然ども某が眼珠を打て出せと言が如き、叶ひ申さざるあり、兵庫笑て曰く、某も二ツの眼珠の兼て所持致し候、足下の眼珠を得て何うせん、只た足下が方寸の智略を借り申すべし、權三大に喜びて、愈も興を添へんとて、妻をして三絃を弾かしめ、三人極て樂みぬ、浦子の花柳社會の人ありし、うら、素より女の節操と云へることを知らず、故も相公も枕藉をまゝめし、も敢て心も耻辱なりとも思はず、只た



風流なる事をなすを無上の快樂と思惟して飽まで紅粉を  
装ひ新様の衣服を飾りて、男の喜ばんとのみ、是れ祈る輩  
なれば、兼て知己なる兵庫が容体最も高尙辨舌爽々應答其  
機を得て、何となく風流あるを見るより早や心中に十分の  
情欲を萌じ、良夫若し居らざれば、随分情事を以て、兵庫に迫  
らんとする氣色あり、然れども兵庫の堂々たる大丈夫あれ  
ば、婦女の事よの左まで心を注す、浦子が心事をも一向は推  
知せるとなく、只管酒をのみて、高く談じ大に論じて自ら氣  
を衰ひける

第十章 姪婦密に懸慕壯士

○第十 知縣漫捕獲武臣  
次の日兵庫の權三を一間は招きて、三郎治夫婦とて、舊縁あ  
る由を告げ何卒して彼を救はんと思はる由を語りけるよ、

權三曰く三郎治夫婦とい、去年の冬獄中よ於て死しよる、桑  
田村の旗亭に候ひすや、兵庫之を聞て大に愕き、三郎治夫  
婦の既に死せしとや、借も不憫の事あるかな、彼夫婦の某少  
く舊縁あるにより、救はんと思はたりき、さらば賣ても心の  
遣りよ法會を營みて、彼が後世と用ひ候ふべし、權三曰く三  
郎治の罪跡も極て隠昧ありしと、相公痛く彼を思ひ玉ふ  
て、遂は出獄を宥さそ、空敷半年餘り獄を繋ぎて、三郎治の十  
二月廿五日の朝死し、女房阿牧と云へるは三十日の夜死し  
候ひき、彼夫婦の世にありて、強欲非義の者なりしと、死を  
聞き憫れを催ふす者の一人もあらざりしに、先生の何等の  
縁故ありて、斯くまでに懇ろに言玉ふぞや、兵庫曰く敢て何  
等の縁故あるよ非ず、只た某の彼家よ止宿せし折、懇待せら  
れしが故のみ、彼夫婦の死骸は何れに葬り候ぞ、權三曰く夫



婦の死骸ハ、桑田村の里民等相議りて、官ニ請ひ其菩提所無相庵とやらんニ葬りしと承りぬ、兵庫これを開て、然らバ桑田村に赴き再び來りて、寛々と物語に及び申さんとして、其日桑田をさして立出ければ、權三夫婦は再會を約し、必モ一兩日の間に來り玉へとて、懇ろニ送りける、諸兵庫ハ桑田の無相庵ニ至りて、俗縁の叔父ある去來和尚を訪に、和尚近頃京師の本山妙心寺ニ赴きて在らざりしハ、所化見來と云へるに議りて、三郎治ハ墓地を掃いせ、石工に命じて一基の石塔を建て、次の日の怡も三郎治ハ百日に相當しければ、二三の法師に經を讀せなせしけり、此等の事すべて密びやかに計ひしハ、桑田の里民も多くの之を知らずして、後日又其碑を見れば、三郎治夫婦墓と六字を刻し、背面又文久三年癸亥三月養女初瀬建之とありしかバ見る者驚かざるハ

なかりしとあり、然ども誰一人之を官府に告る者あり、斯て兵庫ハ石塔を建て、法會をモ執行しければ、金十兩を無相庵へ寄納して、夫婦が菩提のため、永く回向の資とあし、諸事全く畢りて、再び五條に來りければ、權三夫婦ハ甚た喜び、款待初めに異ならざりまハ、兵庫も其厚意にはだされて、憶ハす十日程滞在し、早や四月中旬とありぬ、浦子の固兵庫に意ある事なれば、飲食又ハ夜の襖に至るまで、決して侍女の手を待たず、自ら勞を厭ふ事なく、最も懇ろに優待す、然れども良人家に在りてハ、己ガ情欲を達する事能ハず、僅又良夫が親に出たる折を見て、兵庫ハ酒を勧めなどすれば、兵庫ハ他の妻と對酌するハ、道義上許さざる所なるのみならず、吾良心の苦しむ所あれば、權三ハ在らざるとさハ、對酌ハさて置き碌々詞を交ゆる事もなさざりぬ、浦子の猶ハ兵庫ハ心を知



らす、一夜權三近隣の婚姻に招かれしかば、今夜こそ兼ての本意を達するの機会なりと喜び、一間の中に兵庫を招き、先づ杯を勤めて、曰く今宵の良人他の宴會に招かれ候得ば、妾をして代りて酒をすゝめ奉らるるなり、先生心を寛やかにして語り玉へりし、兵庫曰く細君の厚意定ま感銘も耐す、權三殿の留守あれ、實の辞ひ申を等なれども、折角の賜ものなれば、少々酌み申をべし、浦子曰く少々にては快く醉玉ふと能ふまじきよ、澤山も酌玉へとて、頻り又杯を勤め、自らも飲みければ、女之總て酒の爲め、春心發動する者あるに、況して其情欲深き浦子あれ、早や耐へ兼て、眼に情を含みて、兵庫を見遣り、先生は何故又斯く打解玉はさるや、兵庫曰く、某十分は酌前したれば、今は一杯も飲む事叶はず、浦子呵々と笑ひて曰く、先生の一杯も二升も酌玉ひながら、妾の

杯のみ酌能はし、と宣ふの情なき御心も候、妾が自ら勤め奉らせ候はんとして、大なる杯も十分に注ぎ、先づ自ら半はせ、飲して右の手を兵庫が肩に掛け、左の手もて杯を持ち、兵庫に殘し酒を飲せんとせしに、兵庫勃然として怒り、手を以て其杯を打落し、聲を高ふして、曰く汝の如何あれ、斯く無禮なるぞ、吾の是れ天下の英雄あれ、汝いかよ追るとも、吾何を朋友の妻と姦通、及ばんや、今宵の許すべし、再びかくの如く尾籠の振舞せば、吾決して許すまじと、呵りければ、浦子大に驚き、面色火の如くとなりて、両眼も涙を浮べ、先生何故又斯く憤り玉ふぞや、妾いかんぞ悪意を以て、先生も酒を勤めずべき、是れたゞ先生を思ひ奉るの餘りに出たるなれば、必ず怒り玉ふ事あかれ、兵庫曰く、某もとより女と對酌するを好まず、今宵は此にて御別れすべし、とて他の席に入りて歌





告げ給ふとも、恐らくの謀調ふまじ、妾明朝家令の宅に至り  
相公を招ぎ、總ての事を告げ申す可れば、良人の家又在りて、  
彼を款待彼をして心を寛かになし、飽迄油断をなま様に計  
り給へ權三此謀を可として、猶細に手筈を約しけるが、夜の  
未だ明放れざるよ、浦子の家令が家をさして赴ける、土田兵  
庫の今日の暇を告んものと心中に思案を定め、拂曉に起出  
て暇を告ければ、權三大又驚き、先生何故又斯く速に歸京し  
給ふぞや、兵庫曰く某固より疾く歸らんと欲せしむと、足下  
の厚意にはだされ、今日まで滞留に及びたりき、早や御暇申  
すべし、權三曰く先生歸り給ふとあらば、強ての止め申まじ、  
責て明日發足し給へ、今日の近傍の風景を賞しあがり別盃  
を催ふし申さべし、兵庫今の詮方あく止まりけるに、忽地總  
管長谷川義輔より、權三の許す書狀あり、其文又曰く近頃京



みけるが、兵庫心中極て安からず、如此家も永く遊びしハ吾  
が過ちあり、翌日ハ必ず歸京せしと思ひける、却説浦子の  
兵庫も恥しめられて大に心も怨と抱き、今ハ兵庫を悪む事  
限りなし、其夜亥の刻ハ權三歸宅しければ、浦子兩眼に涙を  
催ふし、故意聲を揮ひして、曰く、良人の何故ハ彼の賊を懇ろ  
にもてあし給ふや、妾も彼の善人なりと思ひしに、彼の最も  
強悪ある賊にして、吾々夫婦の一命を害する者ハ候なり、權  
三大ハ呆れ且つ驚きて、曰く、汝ハ何故ハ左様の暴言を發す  
ぞや、賊とい果して誰を言ふぞ、妻曰く、良人心を静めて聞給  
へ、彼の兵庫と云へる者ハ、實ハ尊王攘夷とやらんを企つる  
浪人にて、此地も來りしも、其等の暴舉をなさんが爲あり、と  
自ら言へり、加之去年京師にて、九條殿の諸太夫とやらんを  
斬殺せしも、彼人の密ハ爲せし業なり、と聞ぬ此等の賊と懇

ろに交給の、良人も賊の連累を通れ玉ふ事能ふまじ、權三  
是を聞て愈々驚き、汝ハ如何にして其等の密事を知りたる  
ぞや、妻曰く、彼賊先日より妾に懇慕して、良人の不在も乗じ  
戯調をあるさんとせし事屢々なりし、妾之を耻しめんと思ひ  
し、おど、彼れ良人ハ仇をあしもやせんと、思ふが故に程よく  
あしらひひひき、然るに彼れ益々募りて、右等の密事をバ悉  
く妾に語り、他日志を得て、徳川家を打亡ばさバ、吾ハ十万石  
の諸侯も拜するなり、其時ハ御身を内室に奉り玉へ、左もあらず  
れたりき、良人早く彼を搦捕て相公に奉り玉へ、左もあらず  
して、彼れを走らしあバ、必ず良人の過失とあるべし、權三曰  
く、彼兵庫ハ、最も武藝に長じたれば、設ひ何十人の捕亡を以  
て向ふとも、容易に搦め取る事ハ能ふ可らず、吾れ先つ密に、  
相公も告て、謀略と以て搦取申さバ、妻曰く、良人設ひ相公に





告げ給ふとも、恐らくの謀調ふまじ、妾明朝家令の宅に至り  
相公を招ぎ、總ての事を告げ申す可れば、良人の家も在りて、  
彼を款待彼をして心を寛かになし、飽迄油断をなま様に計  
り給へ權三此謀を可として、猶細に手筈を約しけるが、夜の  
未だ明放れざるも、浦子の家令が家をさして赴ける、土田兵  
庫の今日の暇を告んものと心中に思案を定め、拂曉に起出  
て暇を告ければ、權三大又驚き、先生何故又斯く速に歸京し  
給ふぞや、兵庫曰く某固より疾く歸らんと欲せしむと、足下  
の厚意にはだされ、今日まで滞留に及びたりき、早や御暇申  
すべし、權三曰く先生歸り給ふとあらば、強ての止め申まじ、  
責て明日發足し給へ、今日の近傍の風景を賞しあがり別盃  
を催ふし申さべし、兵庫今の詮方あく止まりけるに、忽地總  
管長谷川義輔より、權三の許に書状あり、其文又曰く近頃京



師より土田兵庫と稱せられし人、來遊貴家に御滞留の赴、  
 鈴木知縣昨日初て承知致しぬ、兵庫殿の兼て文武の道に學  
 高き由をも承り、私も高風を景慕致し所よし、希くは今夕先  
 生御同伴、望嶽樓へ出相成候は、最も大慶の至り候、別段  
 の使者を以て御招待も及べき筈に候得共、わざと足下より  
 被得貴意度候、と言來りしかば、權三兵庫に斯と通するも、吾  
 れ一派士の身なれば、知縣の知遇を忝みざるを望ますとて、  
 堅く辞しければ、權三日く相公斯様に懇ろに招ぎ給ふ事な  
 れば、枉て赴き給へ、左もあきとさひ某相公に言ふべき辭な  
 しとて頻りに勸むる程も、兵庫も余儀なく其辭に従ひぬ

○第十一章 都頭弄官權杖壯士  
 兵庫欺番士脱究厄

時は四月中旬の事なれば、天氣晴朗山野の氣色最も興ある

季節なるに、此の望嶽樓の三層の高欄よしして、遙に金剛千早  
 の諸嶺に對し、近くは吉野川の流に枕したれば、風景いはん  
 方なく、兵庫も大に興を催して、精神至て、爽快なり、抑も此席  
 に、知縣鈴木玄蕃、次は長谷川総管、次は黒澤家令、次に松原  
 騎士、吉野捕亡都頭等あり、總管少しく文才あり、家令極て武  
 に長じたれば、文武の談に時を移し、早や夜も關なる頃兵庫  
 は辭して、厚く知縣に謝しければ、再會を契りて家令總管先  
 にたち、都頭背につきて樓を下り、書院の縁を廻りて今や玄  
 關に至る所も、思ひも寄らぬ襖の蔭より、二人の捕亡跳り出  
 御旋と聲掛組付たり、兵庫の聞ゆる勇士あれば、一人をば、礎  
 と蹴倒し、一人をも投んとする其透に吉野都頭、黒澤家令前  
 後に組付き、力を極めて揉倒さんとす、兵庫大に怒り都頭を  
 取て遙の杉戸に打付、家令を組伏んとする時、又もや四五



人折重りて手どり足どり、力を合せて漸くにして搦めけり、  
 兵庫ハ大に憤りて徹々罵ると雖も、今ハ如何ともなま事能  
 のす、其夜獄に繋れしうハ、獨り獄中に在りて權三を怨み知  
 縣を罵りけり、三日程經て兵庫を糺問所に引致、吉野都頭よ  
 り、嶋田左兵衛權太夫を暗殺の事、及び攘夷と稱して公儀へ  
 敵對の企てある由、糺問あるハ兵庫冷笑て曰く、汝等何を以  
 て某に此等の事を聞んと欲するや、吾ハ天下の英雄あれば、  
 誓て偽り飾るをささず、汝等先づ何れの者の訴へにより  
 て之を問ふ乎、汝先づ訴人の名を言されハ、吾決して口を開  
 くまじ、都頭大に呵て曰く、汝姦賊いりんぞ、斯く大膽なるや、  
 訴人の事の汝の干る所又あらず、汝白狀せずとあらば、自ら  
 白狀さすべき方便ありとて、獄吏ハ命じて杖を以て、凡そ五  
 十程打せければ、兵庫ハ忽ちに皮割け肉破れて、血流れ出、其

苦痛ハ實ハ言語同斷あり、斯様に拷問する事凡そ五日あり  
 とも、兵庫ハ其後一言も口を開かず、只得意の觀念法を以て  
 無念の境界を極め、一向に意介せざりぬ、都頭も今は力な  
 く暫くの糺問もなさりぬ、斯様にて此ハ百日許りを送り、  
 今ハ炎暑最も強しと雖も獄中の幸に風の流動ありて、兵庫  
 ハ身体ハ墜る事もなかりし、抑も兵庫ハ獄を看守獄吏四人  
 あり、之ハ皆な兵庫ハ武勇を景慕し、兩人厚意を以て、何事も  
 兵庫ハ意の如くならしめ、食物衣服の如きも他の罪人と同  
 じくならず、是れ必竟ハ兵庫ハ肌につけたる財布に多くの金子  
 ありしを、入獄のとき獄吏等勇氣に怖れて檢査さるしかば、  
 兵庫此金を獄吏等に送りて、依頼えたるが故なりとぞ、閑話  
 休題、兵庫つくくと思案するハ吾罪なくして、永く此獄ハ在  
 るときハ、遂に姦吏ハ爲に殺さる可し、如何もして此獄を



通れ出、此怨を晴さる可らず、先づ獄吏を欺き通路を求む  
るに、如す、と覺悟し、密に其間隙を窺ふ所、折しも七月十  
六日の盆會、あたりて、世上最も賑敷獄の當番常、に二人  
なる、今日の只た川中淺三と云へる者一人なり、此淺三の  
他の者に似せ、強欲として至て、殘刻の性なれば、此奴を欺き  
遁れ出んと、先づ淺三を呼て、曰く、今日の何故に是下一人  
て當番せらるるや、淺三曰く、汝の未だ知らずや、當日の七月  
十六日なれば、市中に盆踊りあり、且つ何れの家も皆賑  
敷、老若男女悉く遊び、賑はれ候、それ故吾等内々申合せて今日  
一人にて番をなせり、兵庫これを聞て、忽ち涙をばらくと  
流し、偕に今日の吾母の死し玉ひし、命日、あたりける乎、不  
孝の兒、獄に在て、亡親の忌日を忘れし事の悔しさをとて、愈  
愈泣ければ、淺三も爲めに哀を催しけり、兵庫懐ろより、金子

五兩出して、淺三と與へて曰く、先生先づ某が爲めよ之を受  
納玉へかし、淺三曰く、吾いかにぞ如此多分の賜物を受んや、  
と口々に言ど、心中に頗る喜びぬ、兵庫曰く、吾母存生中、  
極て酒を好みて飲み候、死亡の後も、忌日、必ず酒を以  
て供養いたし候、今夜希く一升の酒を買ふ事を許し玉ふべ  
ば、某實よ喜び限りなく候、先生某の爲めよ之を許し玉ふべ  
さや、淺三曰く、それ等の事實の叶ひ難けれど、汝が孝行よ  
死して、吾之を免さん、兵庫大よ喜び別、一兩の金を與へけ  
れば、淺三直ちも出行ぬ、早や夜も入りて、隣室の罪人に食を  
賜ふる体あれば、兵庫心中に謀を定め居ける、淺三來りて  
曰く、酒の吾れ已も調へぬ、子刻に至らば、錠を開きて酒肴を  
入れ申べし、宵の間に戸を開く時の、或人知らる事わ  
るべし、故よ深更に至りて戸を開かん、兵庫曰く、すべて先生



の御心の如くなし玉へ、斯て其夜も更て子の刻の鐘聞へけ  
 れば、淺三大ある鍵を持來りて、戸を開く体なしかば、兵庫  
 已よ袴を穿ちて戸の口に佇み、戸の明るを待にける、元來兵  
 庫の胸中への酒を望む心些しもある事あり、酒を入れんに  
 の小窓より入れ難く、是非に戸を開ざる可らず、故に母の  
 供養と稱して、酒を買しめたるなり、斯る計略との露知らず、  
 淺三の漸くよして、監の戸を開き、酒瓶と一個の食籠とを携  
 へ入らんとする時、兵庫の早くも淺三が首筋捕へて引寄  
 せければ、淺三大は仰天して、聲を立んとするを、兵庫再び咽  
 喉を締て、遂よ呼吸を絶、死骸をバ獄内へ隠して、其儘獄の外  
 へ跳り出、天を仰げば、早や丑の刻に近かりけり、獄監所の内  
 へ入りて、淺三が刀を奪ひ直に塙を乗越へ、凡そ一里許り走  
 りしが忽ちに思ひける、吾固より罪科あるに非き、權三夫

婦が無實の訴へよよりて、如此縲紲の耻辱を蒙りし事あり  
 れば、其怨の偏に彼夫婦に在り、權三の其性惡にして、深き分  
 別あるにあらざれば、彼を責むるの憫然あれども、彼妻淫亂  
 よして吾も懸想し、其情慾の叶いざるが爲め、良人を鞠め  
 て吾も無實の罪に殺さんとせし姦曲、決して許すべきにあ  
 らざれば、吾是より彼夫婦が首を斬りて、快く歸京すべしと  
 決心し急よ五條をさして引返しけり

○第十二章

禁錮初解て轉報怨  
 舊誼相遭て更に語夢

却、説權三夫婦は、兵庫を擲捕せたる後ち、例の如く妻は相  
 公の外妾の如く、只管枕の塵を掃ふとを勉め夫の騎士の職  
 權を弄して偏に尊大に構へ、只た人民を苦しめ、已れを利す  
 かの外、何等の分別もなかりける、折しも益會も際して、早や



十六日とありしかば、權三の浦子と共に宵の程に益踊を見物し、其より吾家に酒宴を開きて、部下の從卒等四人相集へ、頻り又興を催しける處、三輪乙平と云者來りしるべ、權三の乙平に命じて、吉野都頭を招がしめ、遊興いよく盛んあり、抑も三輪乙平と云へるの、元來木村都頭の從僕ありしが、去年の夏、田中善太夫が家、密書を携へゆき、返翰を得て歸りし、乙平大に酒を飲みて、返翰を失ひ、其が爲、木村都頭入獄したりしるべ、乙平頗る怖れて、都頭が家を亡命し、暫く奈良又隠れしが、當春五條に歸りて、權三が家の僕とありしに、固より阿り諛ふ曲者なれば、大に權三が心、適ひ、僅う半年にして、部下の從卒とあり、愈々權三に忠勤して、無二の股肱となりしあり、權三曰く、吉野公の御職掌柄なれば、定て武術の最も長じ玉ふ所あるべし、都頭曰く、某は極て柔術をよく

致候、權三曰く、某が部下の乙平の元と、木村都頭が家に在りて、劍術を習ひ候間、至極上手に使ひ候あり、乙平曰く、僕初めの柔術を學び、後に劍術を學び候ひき、都頭曰く、木村氏が劍術の無念流なれども、彼人只な華やりに使ふのみにて、實用に、適し難し、某の北辰一刀流にて、偏に實用を重じ候あり、乙平曰く、僕自今先生の御門下に相成り、修業致し度存じ候、都頭曰く、いと易き事なり、某柔術の起倒流を教へ候、松原公も少く學び玉へりし、權三曰く、某も常々學び度存じ居り候が、未だ好便宜を得ず、幸ひ、都頭の教を受申すべし、都頭曰く、某も多くの英雄と闘ひ候が、未だ曾て土田兵庫の如き勇士を見ず、去る四月相公の命によりて、兵庫を組止候に、彼れ頗る神機の活動を以て、某を投げ候ひき、彼の實に當世無双の勇士に候、權三曰く、兵庫の獨り武術のみにわらず、文學兵



法の最も長ずる所に候、都頭曰く彼今獄中に在りと雖も、一たび獄を出なば、吾們も怨を報ゆるに至るべし、何とぞ謀略を以て、彼を殺す手段を運し申すべし、乙平曰く兵庫を殺すこと恰も袋の中より物を搜るより最易く候、權三曰く何事も都頭の御心に在る事あれば、いりやうにも謀り玉へ、都頭曰く某近日相公も言上して、彼を毒殺いたし候はん、杯と物語りて子の刻頃も各々退散しけるが、乙平一人の餘りに酔て接客所に打臥しける、早や丑三つ過る頃に至りて、土田兵庫の權三が裏門の塀を跳越へ、書院の戸をホトくと叩き故意を潜めて曰く誰入の在るぞや、此明けてたひ候へと、三聲許り呼けるも、此時權三夫婦並に乙平等を初め已に寐たる者もありしかど、厨方ふは下婢從僕尙ほ杯盤を洗ひ居たれば、一人の僕、何者ぞ夜中も何等の用ありやと、言つと戸を

開きしるべ、兵庫突と入りて先つ抜打も僕の首打落す、此物音も家内俄に騒ぎ立ち乙平は逸早く刀を執て躍り出し、兵庫の早くも乙平が右の腕を切て落し、返り刃も細首丁と切放つ、奴婢の輩の何れも仰天して、近隣ある吉野都頭が家に駈入り、之を告るもあり、餘りに驚きて走る事能はざる者、縁の下に這込むも多うりき、兵庫則ち後堂に進み入り、夫婦の者を尋ぬるに、夫婦共痛く酔たれば、未だ覺ずして在りしが、唐紙を開く音も目を覺し見れば、兵庫鮮血に染たる力を携へ、眼を怒らし威勢最も鋭く、盜賊逃る事勿れと呼りしう、權三之を見るより叫と一聲さけびて、早や腰を抜き、動くこと能はず、兵庫呵々と笑ひて、先つ濡子髪を手を抜き、汝等夫婦何等の怨ありて某を苦めたる、惡の報ひは苦痛を以てすと、古人の金言思ひ知りたるべし、と言つと妻が



細首丁と切て骸を礎と蹴返し、權三が首をも同じく打落し、  
二つの首を床の間の上に置き、早や門外へ立出れば、吉野都  
頭多くの捕亡を従へ、搦捕んと構くと雖も、何れも兵庫が威  
勢よ俯易して近づく者のあらざりぬ、兵庫追撃の來らん事  
を恐るゝを以て、只管よ道をもとめて、息をもつゝず、一里許  
り走りしに、天漸くに白みて、鷄鳴曉を告げしう、猶ほ二里  
走りて、後ろの方を見るゝ、追撃の兵來る体もあし、今の心安  
じと一ツの大莊を尋ねて、食を求めんと先つ案内を請ける  
に、櫻の樹の下に一人の漢ありしが、熟々兵庫を見て、忽ち莞  
爾と笑ひ、足下の土田先生にあらすや、兵庫曰く誰人にて候  
ぞ、彼人曰く先生早や忘れ玉ひしり、某は藤本先生の塾に於  
て、屢々先生の厚意を蒙り、深瀬主馬にて候、兵庫これを知  
て、礎と手を拍て曰く、いかにき深瀬生に候ひし、痛く無禮仕





りぬ某曾て足下あしもとの和泉の國岸和田わづみのくにのうづまに住し玉ふと聞きぬる  
よ、如何にして此に居玉ふぞや、主馬曰く此家は某が叔父の  
家なれども、去年叔父主膳死去致し家督あきよより、某此家  
を繼ぎ候、先生の衣服を見るに、多く血を附けられ候は、如何  
の子細こまごまも候や、兵庫曰く是れ最も深き仔細ありて、今朝人を  
殺し候、委細の事の寛々と語り申さべし、主馬則ち後堂に誘  
ひ、先づ酒食を饗しければ、兵庫則ち三郎治夫婦の事より、權  
三が素狀及び浦子が戀慕、且つ破獄の次第まで、詳らぬ物語  
りしかば、主馬曰く鈴木知縣が暴政の今も初めぬ事ながら、  
近頃まをく其極あまも至り候、某が知人田中善太夫も、去年以後  
知縣に思まれ、當夏まで伊勢に隠れ居候ひしを、今の密に桑  
田の家に潜居候ありと語る所へ門前かどまへ俄に騒しく、吉野都頭  
大勢を率ひて來り候、と報じければ、主馬急に兵庫と戸棚の

中に隠し、出て對面を、都頭曰く今朝破獄の罪人、土田兵庫と  
申者、當村へ逃入り候由、當家の邸内やしきうち極て廣ければ、或は潜み  
居るやも計り難し、一應搜索させ可き間、此儀心得らるべし、  
主馬曰く吾が家に、決して左様ある罪人來り候はず、若し  
吾家わがやも左様の罪人來るときは、某必ず捕つかまへて參らせ申さべ  
し、都頭曰く然れども念の爲なれば、庭内を捜し申さんどて、  
邸の中一通り巡りて、直ち歸りける、主馬則ち兵庫と戸棚  
より出し、聲を潜て曰く某都頭を欺あざむき歸らしめたりと雖も、  
彼必ず再び來る可ければ、豫め其用意なうる可らず、夜に入  
りなば、某先生と共に、一先十津川とつがわも走りて、其後緩ゆるりに歸京  
し玉へりし、然らざれば、諸方の道路ちろも於て、必ず通行人を檢  
察居る可ければ、最も危難あるべし、兵庫曰く總て足下の教  
諭おしなも從ひ申さべし、と頼みしうば、其夜兩人十津川をさして



赴きける

○第十三章

井仁庵勤王一將  
中善夫會一門

當時京師、天忠組と稱する勤王の黨派あり、之が巨魁の藤本津之助、松本謙三郎、吉野寅太郎、安積五郎など聞ゆる勇士にして、其同盟已に三百餘人、悉く諸藩浮浪の輩あり、天忠組の一人乾十郎と云へるは、十津川の郷士にして、上原主税とは最も懇ろなる交誼を爲し、何事も利害を同ふする中おれば、主税去年鈴木知縣が爲めに追れて、進退谷りしとき、早くも浪華に走り、當春京師に至りて、久々よて乾十郎に面會し、一身の置どころなき由を歎ける、十郎曰く某等近頃天忠組と云へる、勤王の一黨を組織し、已に三百人に至りぬ、此輩の互に危急存亡を同ふする約束あれば、長兄も此組に入り

玉へ、然るときは自ら身の置どころも有ぬべし、主税曰く某の如き者も若し盟を同ふせる事を得ば、犬馬の勞を惜まず、天朝の御爲めに力と盡すべし、十郎則ち藤本鐵石を紹介して同盟に加へしかば、主税頗る喜びて更に十郎と相議して曰く、十津川郷の者悉く同盟せば、凡そ千人以上あるべし、某等兩人力を盡し、十津川の者を加盟させん、如何十郎之を聞て是れ最も妙なりとて、五月上旬、兩人十津川に至り、辨舌を揮て説きしりども、僅に丸谷愛之進、市川靜馬と四名の者加盟したる而已、十郎更に五條に至り、井澤仁庵が家を訪て、天忠組の事を語りける、仁庵曰く、某もとより勤王の志切なれば、必ず同盟致し候はん、然れども、諺も、萬卒の得易くして、一將は得がたしと申し候、設ひ足下千萬の、人を同盟させ候とも、吾々が如き者にては、何の要をも爲し申



丈し、智勇兼備の人を索め玉へ、十郎曰く某も智勇兼備之り  
 し人を尋ね候得共、未だ其人を知り申さず候、仁奄曰く足下  
 の島左膳の長男よて竹下武雄と云へる人を知られじや、十  
 郎曰く嶋左膳とは兵法の長者なれども、今の死去致して其  
 長男の、水戸藩士某とやらんの養子と相成り候と承り  
 ぬ、仁奄曰く左膳の長子こそ天晴の英雄となり、已に天下の  
 人其雷名と知らざる者あり、十郎笑て曰く竹下武雄といふ  
 日初て聞きたる人あり、老兄戯れ玉ふ事勿れ、仁奄曰く先年  
 高輪東禪寺に於て英人を斬り其後、ち山下門外よて、安藤閑  
 老に傷けたる内田義之介元善と云へる人を知るや、十郎曰  
 く内田殿の大名の天下知らざる者なし、某も亦之を知れり、  
 然れども彼人は長州邸よ於て自殺せられぬれば、今は徒ら  
 に其名を景慕するのみ、寔に惜むべき英雄あり、仁奄曰く若

し内田殿の如き英雄、今日尙ほ存生あらば、足下の大将と頼  
 み候や、十郎曰く必ず大将と仰き申すべし、然れども恐らく  
 は如此名士のある可らず、仁奄大に笑て曰く竹下武雄とい  
 全く變名あり、内田殿猶ほ存命にて某の飛鳥の別荘に在り、  
 足下が爲し紹介すべしとて、十郎と共に直ちに飛鳥の別荘  
 に赴き、内田元善に逢はしめけるに、十郎喜ぶ事限りあり、則  
 ち天忠組の事を語りて、希くの同盟ありて、某等が爲めと參  
 謀せられんとと、請けるよ元善固より勤王攘夷の志の爲  
 め、惜からぬ命を存生し事なれば、却て希望する所ありと  
 て、同盟の約こゝに成りしかば、仁奄酒宴を設けて兩人を饗  
 應す、其夜仁奄の猶ほ謀を議して次の日元善、十郎等と共に  
 十津川に至り、上原主税を誘ひ、直ちに京師に登り藤本安積  
 等に對面し、こゝに凡そ三月程在りて、七月十日に乾十郎上



原主税の密に大和に來り、桑田の田中善太夫を訪ひければ、善太夫喜ぶ事大方ならず直ちに酒を呼びて杯を巡らしながら、善太夫曰く、岡大兄の久敷京師に遊び玉ひしと聞つるは何れの日にか歸り玉ひしや、十郎曰く、今同朝廷の御爲も天忠組と言へるを設け、先づ幕府の姦吏を打亡して、天皇御親裁の御代とあるさんと欲し同盟已よ一千人に及び候間、先づ大和に旗を揚んと、軍器已よ定め、某等期も先ちて諸國致し候、善太夫曰く、それは至極面白き事に候、某等知縣が爲めに苦められ進退谷りたる事なれを一命も已に惜むに足らず、希くは兩兄某をも天忠組へ加へ玉へ、主税曰く、此等の美譽を行ふのみ、固より一命を抛たざる可らず、大人若し死を決して同盟し玉ひ、吾々必ず相共よ力を合をべし、善太夫曰く、某一家一門の聲最も多ければ、悉く同盟に加へ玉へ、

十郎曰く、必ず同盟に加へ申さな、と有ければ、善太夫頗る喜びて、まづ兩人を饗應し、其夜同族一門の輩三十二人を會して、天忠組も加盟の事を告げるに、此輩何事も善太夫次第なれば、一議も及ばず了承し、悉く同盟血判も及びける、斯て兩人は此に四五日ありて、十八日又十津川に至り、猶ほ主税が家も築りて、京師の便宜を俟所、此夜深瀬主馬の土田兵庫ととも主税が家に來りて、兵庫が身上を委しく語り、當分の間身を隠したき由を頼みける、主税曰く、幸ひ乾が家の山間に在りて人の往來疎あれば、此に隠れ玉へとて、兩人厚く意を用ひて、兵庫を隠しけるに、兵庫も兩人が情けを喜びぬ、主馬も四五日兵庫と共に遊び居けるに、忽ち五條より追捕の都頭尋ね來りし、兵庫も主馬も頗る心を痛め、十郎も主税も大に驚き居たりける、



第十四章

報事情兩都頭歸五條

占再任良妻漫悲未來

借も五條の縣裡に於て、土田兵庫藏を破り、獄吏を殺し、利へ松原權三を殺害し、相公が最愛の浦子までも殺されし事なれば、知縣の躍り上りて憤り、急に吉野都頭に命じて曰く、汝若し姦賊兵庫を搦捕る事能はずんば必ず汝が職を罷ふ可し、汝全身の智慮を揮つて探偵ふ力と盡すべし、とありければ都頭大に驚き、隊下の捕亡を悉く誓て曰く、今回の事決して等閑に思ふ事勿れ、若し兵庫を搦捕る事能はんば、某等必ず罪科に處せらるべし、實は此度の一事の終身の利害又開する所あり、隊下の士卒大に驚き、密に知縣を怨望て曰く、吾們もとより力を盡す可けれども、兵庫の万夫不當の英雄あれば、容易の捕われまじ、若し捕われざる時の却て吾

們を罪せんとは甚た道理なき事なりと、悉く不平を抱きしかば、都頭此体を見て、尙一層の愁を加へけり、斯て都頭の三十人の捕亡を八方に分ちて、近村普ねく尋ねけるに、十津川郷乾十郎が家に在りと告る者ありしうら、直ち二十人の捕亡を率ひて、十郎の家に進きしが、密に思案して曰く、乾十郎は云へるは天忠組の一人にて、武道も尋常ならぬ者あれば、定て同盟の輩少からざるべし、吾れ僅々二十人の捕亡を以て望まば、或は勝つこと能ふまじ、先づ莊官の家に就きて彼者が体を窺はんと、莊官が家に到りて、十郎が家を探らせけるに、其者歸り報じて、曰く、十郎が家の門戸を閉て、家内に一人一人も居り申さま候、莊官曰く、十郎の固より妻子眷族なき者よ、問十郎他行の節には、一人の老僕をして留守居致させ候、都頭曰く、さては吾們的來るを知て、逃げたるあ



らん、近隣の者を招ぎて尋ねなば、其行衛知れざる事もあるまじとて、一人の農民を招ぎて問けるよ、農民曰く昨夜五六人の御武家來りて、終夜物語せられしや、今朝何方へやらん立出玉ひぬ、其行先の僕もとより存じ申さず候、都頭今の詮方あく再び近傍を捜し索むるに一向に、其行衛を失ひければ心中頗る怖れを抱き、如何いせんと、只徒ら思案する許りあり、かゝる所に、騎士太田資一郎捕亡二十人を率ひ來りて曰く、某昨日新たに捕亡都頭に任せられ、吉野都頭に力を合せ、兵庫を搦め取れとの嚴命を蒙り、今日參着致し、兵庫の何れに隠れ居いや、吉野大に喜びて曰く、足下新たに都頭を拜し玉ひしに、寔に某が幸福なり、希くは相共に力を合せて兵庫を搦め申すべし、然れども兵庫が行衛の未だ知れ申さるるなり、太田曰く、某昨夜途中に於て承はるに、桑田の

善太夫の家には數名の浪士集り居由、必定兵庫も彼が家に隠れ居いん、吉野都頭曰く、善太夫も固と罪ある者あれば、見當り次第搦め取りて、入獄させべき者なり、兎も角に桑田へ起き申さんとて、兩都頭更に二手に合して、桑田に至り、先の莊官が家に在りて、人と走らせ、善太夫の家を窺ひせけるに、其者飛ぶが如く、歸り來り報じて曰く、僕善太夫が家の近隣に至り候處、善太夫が家には凡そ四五十人の浪士集り居て、或は槍術を演し、或は劍を舞し、或は致し中々賑々敷く體は相見へ候加之なら、田中が一族田中大藏、田中三郎など、何れも集り居りて、最も尋常の事より無之候なり、兩都頭之を聞て互に顔を見合せ、呆れ果てて居たりける、莊官曰く、某昨夜善太夫に招がれ候間、何事あらんと存じ參り候よ、今度朝廷の御爲め、勤王の軍を興し、不忠の姦吏を殺戮して天



下を安んせんと欲するも付、速に同盟あるべしと、勸められ候、善太夫が家より昨日新たに内田義之助と云へる英雄、來り總ての事を指揮いたし、土田兵庫と申す兵學者ありて謀を定め候、其外深澤主馬、乾十郎、上原主税、千葉旗一郎、井澤仁庵、おどおど人々凡そ四十人程も、附屬の体に見受ひなり、中々僅々の傍人數よては御追捕叶ひやを問敷候、兩都頭いよ驚き怖れ如何のせんと評議するに、吉野曰く兎に角も此有様を知縣相公に申し上ひはんとて、一人の捕亡に書狀を携へさせ急に五條の縣裡へ走らせける、黒澤家令書狀を披見するに其略に曰く某等兩人八方を搜索致し、い處、姦賊兵庫今の田中善太夫が家に在りて、同盟の凶徒を語らひ既も百余人の人數を以て討て出んする体も有之、尙加勢の人數追々相加り候様候に候間、某等兩人にての迎も、追捕叶

ひ難く候とありければ、家令大に驚き急も知縣に告ければ、知縣も仰天して、只だ呆れ果たる許りよて何事も言ふ能はざりぬ、長谷川總管曰く己に斯の如くなれば、兩人の都頭にては決して追捕叶ひ申まじ、近頃天忠組の勢ひ強ければ如何なる亂暴を做出まやも難計、急き兩都頭を召返し、更に十分の準備をなし、玉へ知縣曰く余も管下の捕亡僅に一百に過ぎ可らず、既も賊等百も餘れりとあれば、吾捕亡如きにて、決して敵する事能はじ、急き浪華市令の許へ飛脚を走て、援兵を請ふべしとありければ、總管曰く賊例ひ百人ありとも素より烏合の兵あれば、一定進退合斯せず、思ひの外柔弱もいふべし、殊に未だ討て出たるもあらざれば、援兵を請ひ玉ふ事の暫く見合せ玉ふて、先づ去年職を解きたる、木村輔太夫を召て再び都頭となし、百姓中、庶強の者を撰み



て、徒兵徒卒の類を新募し、一層嚴重の準備をみし玉は、決して怖れ玉ふに及ぶまじ、知縣大に喜び、急に木村輔太夫と召ければ、輔太夫近頃生計の道なきに苦み、妻の菊代は夫の爲めに、三絃を指南して、僅に其日の烟りを上る許りあれば、召状を得て喜ぶ事限りなし友人の許し人を馳て袴外套を借用し、急ぎ縣裡に至りしよ、相公曰く汝先年職掌を過ち其職を失ひしと雖も、固り汝が故造の罪もあらざるを以て、余直ちに汝を免したるよし、自後能く謹慎を旨とし、官府の法令を守る事奇特なるを以て、今日更に捕亡都頭に任じ、四人口の官祿を賜ふと、在ければ輔太夫恩を謝して退き、吾家も歸て妻に斯と告ければ、妻菊代涙を流して潜然と泣ければ、輔太夫怪て曰く汝の良人の立身を祝ふ慶ぶべき筈なるに、何故に涙を流さそや、妻曰く良人が今日の拜命の吉事と雖も

是れ恐くは、深き子細あるとならんと推し候、知縣相公の詔を嫉む人あれば、良人も曾て相公を悪まれ玉ひき、然るに今新たに再任したるよし、是れ良人をして危急の所に任用し、玉のんとの底意なるべし、妾近頃聞くに土田兵庫と云ふ衆、多くの人を殺して桑田の善太夫が家も隠れ、多勢の徒黨を語ひ、知縣を襲ふんどの謀を運ぶ由、知縣相公これを聞て、大に怖れ、此等の人々を討んとするが爲めに、良人を再任し玉ふなるべし、去れば良人の此等の討手となりて最も危急の場も臨み玉ふあれば、良人の生命の實は風前の燈火の如く、石も對する累卵の如くなるべし、妾いふんぞ悲まざらんや、と言ければ、都頭半の信じ、半の疑ふ所に果して相公の命あり、急ぎ新徒兵を募りて、桑田の賊を追捕すべき準備をせよ、とありしかば、流石の木村都頭大に怖れて、只管妻と共に歌





息も及びける

○第十五章

元善定策擬朝使  
浪士詐稱斬知縣

案下再説桑田村の田中が家には、已に京師より内田元善同志の者、廿余人を卒ひて來り、始て土田兵庫に對面し互に罪あるを以て、天下廣しと雖も、一身を置くの所なき由を語りて、大に歎息をければ、善太夫進み出て曰く、土田公を始め上原千葉、深澤の諸兄及び某等、至るまで、悉く知縣が爲めに苦しめられ、相共々天下の罪人を以て呼べるに至れり、是れ偏に知縣が暴政のなす所にして、實に國家を害するの賊官なれば、先づ此賊を誅戮し、攘夷の血祭をなさん如何と、言ければ、井澤仁奄曰く、彼れ常に民の膏血を絞りて、不義の富貴を極むる者なれば、宜しく先づ此賊を斬て、天地神明



を祭り玉へ、元善曰く知縣を殺せり至て易しと雖も、先づ京師の音信を待て、然る後謀を行ふべし、然らざれば、輕舉大事を謀るの恐あるべし、兵庫曰く各位の晴天白日の身なれば、寛々と謀を運せも可るべけれど、某如きの實は一身の置所なき罪人なり、若し此家を一步出れば、早や官府の爲め捕らるゝ事あれば、寧ろ知縣を斬て身を安んずるの外ある可らず、善太夫曰く寔は土田公の言の如し、某も亦た知縣を殺さざれば、今日を安じがたし、旗一郎曰く各々ケ構に長評議をなす間に、知縣若し多勢を率ひて進み來らば、如何して防禦し玉ふぞや、何ぞ速に縣理に赴き玉ひざる、某不肖ありと雖も、先鋒仕らん此に於て評議已に決して、明日縣理へ押寄んと已に其用意及びけるが、兵庫忽ち一計を案じ出して、密に元善よりさしやさければ、元善曰く手を拍ち、此謀極て

妙あり、何事も天下の爲とする事なるに、私の遺恨を以て知縣を殺せしと言れなば、吾々の耻辱あるべし、さらば兵庫殿の謀は從ひんとありしかば、兵庫の直ちに其手段を定め、内田元善、上原主税、千葉旗一郎、深澤主馬の四人もケ構く様くはなし玉へと教へ、更に浪士二十人を撰みて護衛隊とあし、其外田中善太夫の一族并に浪士等都合五十人にて、五條の此方一里許りよ扣へて、相圖を待つべし、と手筈已に定り、各々其準備にぞ及びける、却説五條の縣裡に於て、木村都頭を新たに任用して、吉野太田の兩都頭と共に、桑田に屯集の兵庫等を逮捕の計議をナクある所も、忽ち一人の百民手に一通の書狀を携へ、縣理の正門に至りて、慌しく之を呈しければ、從卒取次て、直に總管に呈す、總管城を開きてこれを見るも、其文章よ曰



今度攘夷御親征あらせられ候に付某等先鋒を承り  
將義兵を當國入募らんとせ、由て義軍徵募使として、今  
日發向に可及候條此儀先以及通達候也

八月十四日

義軍總督

とぞ記されぬ、總管驚きて急ぎ知縣に告げよれば、知縣の最  
も驚て曰く、是れ何等の爲に義軍と稱するやらん、更に其意  
を得ざる所なり、總管曰く是も亦彼の天忠組の輩が爲す所  
あるべし、彼れ名を勤王に托して幕府に敵せんと欲する輩  
なれば、假令義と稱し忠と唱ふるとも其眞實は國家を亂そ  
の賊あり、急ぎ都頭に命じて捕へ玉ふべし、知縣曰く彼れ若  
し眞も勅書よても携へ居らば、後悔立るゝ至るべし、輕々し  
く手を下す可らずと、語ふ所へ早や義軍徵募使至れりと報  
せられ、知縣愈々驚き總管以下の属官を率ひ、悉く禮服し

て空關に迎へけるに、義軍徵募使一人梨打の烏帽子に深襟  
の直垂を着し、勅書と記せし一通の書を錦襦の袋に納めて、  
恭く之を携へ、前後左右に、鬨斗目麻上下の侍二十人、其他  
先導として十津川の郷士四人、是亦鬨斗目麻上下にて、何れ  
も最も威儀を正ふして來りしるべ、知縣を初め衆は相違し  
て、早や十分の怖れを抱き、頗る敬禮を盡して只管敬ひ尊ぶ  
許りなり、徵募使已み正廳の中央に坐し、左右より二十四人  
の壯士、總て威風凛々、威儀堂々と相並び先づ知縣を招きけ  
れば、知縣の長谷川總管、黒澤家令の二人と共に進み出て、  
曰く義軍徵募の爲め、當國へ御發向の赴、今朝始て承り、早々  
の間御迎ひの用意に及んず、恐懼の至りよ、徵募使曰く某々  
當國發向の趣意の強らよ、義軍徵募の一事のみは限らず、近  
頃知縣の輩、官の權勢を利器として、下人民を苦め過分の租



税を課して、非義の著に長じ、遂に國亂の基を由疾く  
 天聽は達し、深く震懼を腦さるゝの餘り、某に命じて、天下の  
 知縣を糾命せらるゝ所あり、汝ら當國に在任し、日已に深き  
 を以つて、其民を苦しむる所亦た隨つて大ひあり、某一々  
 汝を糾命して、其罪を問ひざる可らず、と有ければ、知縣而色  
 土の如くになりて、全身に汗を流し、一言も口を開く事能は  
 ず、其時徵募使また云く、汝常に朝廷を輕んじ、幕府を重んじ、  
 公私の區分を混亂して、租税を私せしもの最も少しとせず、  
 此等の大罪已に國民の舉て知る所あるを以て、今日汝が若  
 を斬て、先づ攘夷の血祭と及ぶべし、と呼ひりければ、知縣大  
 る驚く所を、左右に扣へたる壯士十人前り立ち、りて、早や  
 知縣を捕へじかば、長谷川總督、黒澤家令これを見て、魂も身  
 ま添は、等しく逃出んとする所を、此二人をも同く捕縛て、大

庭へ引出させ、忽ちの間は三人の首を斬放ち、其より属官の  
 輩をば悉く捕へしむるは、縣裡の騒動大方ならず、丹が中よ吉  
 野都頭の馬に打つ乗り、先づ同國高取城へ走て、援兵を求め  
 んとして之に赴き、太田都頭の知縣已に殺されしと聞て、大に  
 仰天し、是は浪花城の總督へ注進すとして、同く馬を鞭ちて赴  
 きけり、兩都頭すら斯の如くあれば、雖も一人知縣の爲に死  
 する者あらんや皆な近傍に散亂して、敵對する者ありあり  
 ける、五條の人民も亦此騒動を聞と雖も、日頃知縣を怨む者  
 多ければ、一人として來り援んとする者なく、皆な心地よ  
 しとぞ言合へり

○第十六章

新代節義伏白及  
 鐵石勤王聚志士  
 爰に木村都頭、新たに召募の捕亡と共に、只管賊を捕ふる



評議をなし居たる所に、井深仁庵が使者來りて對面を請ふと通じければ、都頭忙しく立出て對面するに、使者聲を低ふして曰く、今度朝廷の密詔を奉り、天忠組に於て不日義兵を揚げ、先づ徳川家の罪を鳴らし、進て攘夷の舉に及ばんと欲す、足下と仁庵との、最も親密の間なるを以て、此事を告げばなり、足下も早く志を立て、勤王の義舉に加はり玉ふべし、とありし、つゝ、都頭曰く、急卒の間未だ告げ奉らざれども、某此頃また都頭を任せられ、専ら追捕の事に従事の間、天忠組加盟の事は叶ひ申まじ、然あがら仁庵翁の御芳志添くは、使者此に於て去りし、つゝ、妻翁代都頭に告て云く、今路人の言ふ所を聞く、義軍徵募使とやらん申す官使、已に縣裡へ到り玉ひし、とて、街路の最も賑ひひ、良人も縣裡へ赴き玉ひざるや、都頭これと聞て云く、義軍徵募使とやらん云へるは、如

何なる官使やらん、未だ曾て聞らざる所なり、と語ふ所へ、慌しく徒卒走り來りて、知縣相公初め總管、家令、ことごとく官使の爲に殺され玉へりと、報しければ、都頭夫婦大に驚き、借こゝ一大事なるぞ、相公何等の罪によりて、殺されしや、と未だ言も畢らざる、五條の市中俄に騒動して、罵り叫ぶ聲最も喧しく、開ぐ中に一隊の人馬、眞先義軍先鋒と記したる旗一流押立て、其軍凡そ百人許り、縣裡の方へ進み來りし、つゝ、木村都頭いよ、驚き如何のせん、と躊躇しけるを、妻翁代急ぎ槍を以て都頭に授けて、曰く、良人何事をか案じ、頼ひ玉ふぞや、士は己を知る者の爲め、死し、女は己を喜ぶ者の爲に容くる、と聞く、良人已に相公の知遇より、再び都頭に任せられし上、固より相公の爲めに、身命を抛ち玉ふに、當然の理に候、さればこそ再び都頭を命せられし時、妾は此



事あるを知りい、と言ければ、都頭此一首に勵され、槍を執て  
 躍り出ければ、妻大に喜び、良夫の背蔭見へずなるまで目送  
 りけるが、一時程過ぎて、徒卒一人走り來り、都頭只今縣裡の  
 門内にて大に賊と闘ひ、賊二人を研り玉ひしかど、彼の多勢  
 なれば、都頭遂に討れ玉へり、都頭の御最後寔は天晴れの御  
 事なれば、賊を初め五條の人民ごとく、感稱いさしむ、と  
 報じければ、判代之を聞て、忽地聲を放ちて、歎き悲み、最早世  
 ばや、と其夜一首の歌を書て曰く、もみち葉と身のちりぬと  
 も採なす名をば雲井の風におけらむ  
 うくて三更の頃よ至り、遂に自殺して相果けるとあり、之を  
 聞く者涙を流して、其死を惜み、此女もと三絃を鳴らし、人の  
 宴席は待して、専ら遊客に媚を呈する程の賤き者ながら、其

志節高尚にして、能く女の道を守るのみならず、常に夫を輔  
 けて、其職を行ひしめ、一たび良人の獄より下りしとき、自ら  
 仁庵に哀訴して、其苦厄を解き、遂に良人を勵して忠節よ  
 死せしめ、己れもまた良人と死出の道と同ふするに至れる  
 こと、古今例少なき烈婦りあとして、志ある者の、或は詩を賦し  
 或は歌を詠じて、其靈魂を慰めけるとあり、諸も内田元善、土  
 田兵庫の方寸の計畧を以て、五條の知縣を殺し、其妻子眷族  
 を、毫も犯さ所ならしめ、更に大和近郡に公文を懸て、租  
 税を減じ保護を厚ふし、自今總て朝廷の親政を以て撫育す  
 べき旨を觸たりければ、積年知縣が苛き政事は苦みたる人  
 民あれば、恰も早天に雨を得たる心地して、戸々相祝し、人々  
 互に慶びしが、是も亦僅々の間にして、忽地の間に一國の騒  
 乱との成にける、其概畧を記さん、天忠組の巨魁、藤本津之



助、安積五郎等京師に在りし處に、大和の乾十郎、上原主税の五條の知縣を殺すと等しく、兩人早馬にて京師に至り、大和の義士早や攘夷の血祭り、知縣を殺し、急ぎ御出馬ありて先づ大和河内兩國の人民を賑催し、浪華の城を奪ひ、京師に據りて天下を號令仕り、いと望みければ、津之助大に驚き、何ぞて斯くの輕卒に事を起し、いぞや、各々天忠組に加盟の上り、總て吾々の命令を仰ぎ、い答なるに、以の外の致方なりと怒りければ、十郎も主税も大に恐れて、答ふる所を知らざりぬ、當時安積五郎藤本を誅て、曰く、諺にも船夫多くして舟山に登ると云ふ事あり、吾黨近頃最も同盟の者多くありて、其議論も頗る過激に陥りぬ、是れ然しなから、時機到來の徴なれば、今更制する事叶ふ可らず、寧ろ此機に乗じて、大和と旗を擧げ玉ひ、近國思ひの儘に相従ふに至るべし、古

人も曰すや、知慧有りて雖も勢に乗る如かず、鉉基ありと雖も時を待に如すと、今吾黨騎虎の勢に乗じて、此機會に投じあば、勤王の大義立ちに成るべし、と申ければ、土州の浪士吉村寅太郎、安岡嘉輔等も同じく津之介を諫て、共々大義及びなんどありしう、津之介漸く同意して、十郎主税を案内者となし、即夜同盟の徒三十余人を以て、大和に赴きけるが、途中より吉村寅太郎を京師に歸らしめて、中山侍從忠愛朝臣を説き、さうめて相誘ひ、朝臣を六勅使と稱して、十津川に義兵を募りけるよ、忽ちにして相集るもの二千余人なり、此に於て幕府の閥老、稻葉長門守、京兆會津中將と相謀りて、急ぎ近國の軍勢を催ふし、大和河内兩國の浪士を征討せむめらる、先づ紀伊中納言の軍兵二千人、藤堂和泉守千五百人、井伊掃部頭一千人、柳澤甲斐守一千人、此等を宗徒の大名として、



更に大和の大名阿部主計頭、永井飛彈守、加藤越中守、戸田采女正、青山因幡守、仙石讃岐守、織田山城守、九鬼大隅守、本多主膳正以上の人々或の二百、或の三百、其家によりて出兵の多少と定め、何れも高取城を根據とし吉野川に沿ふて天の川の辻より、十津川に迫りければ、是より岡國戦争の街となり、八月中旬より十一月に至るまで、兩軍の死亡をる者擧て數へ難し、寔に不思議の騒亂なり、斯る中より内田元善、土田兵庫の兩人の早くも、同盟の者を合せて十津川の軍に投じければ、元善は田中善太夫と共に高取口へ向ひ、兵庫の五百の兵を將として下市口を守りけるが、固より兵庫の兵法の達人なりしうば、實は目覺しき軍をぞなしたりけり

○第十七章 放つて一九兵庫挫敵將 贈名馬武臣出國堺

高取城の東、吉野川の此方より、花菱の旗を懸へし、其勢凡そ一千人、鶴翼を備へて敵川を渉らば、其半は渉るとまらて討んと構へたり、此れを、同國郡山の城主柳澤甲斐守保申朝臣が陣將、大山將監が一隊あり、將監固より老功の士なり、と雖も川の彼方に屯るせし浪士の、備伍もまばらに、紀律整ひざるを見るより、早や十分は侮りて、軍監北條彌一郎に言けるは、敵は是れ烏合の者共あれば、必定紀律整ひざるあらん、某當陣は臨みて、已も十余日を経れども、未だ一戦にも及ばされば、他家への聞へも如何あり、試み川を渡りて鐵砲を打掛させん、いかにぞや、軍監曰く陣將必ずしも、輕々しく兵を動じ玉ふ事あるべし、此川の向に屯るせし、土田兵庫とて頗る軍學に名ある人あり、何さま謀計あくじて日を送り申さんや、能く御分別あるべし、陣將笑て曰く汝漫りも敵の勇を稱



して、味方の勇氣を挫く事あかれ、吾れ先づ敵を撃破りて見  
 すべしとて、川岸より大砲を一連て三發打放ち、其勢ひに乗  
 て川を打渡りしに、敵俄も色めき立て散々に走りしかば、陣  
 將大も勢ひを得て、味方に先ち追撃こと十町余りなる所よ、  
 向ふの森陰より一隊の人馬現れ出て、一人の大將馬上より  
 銃砲を以て味方を狙ふ体ありしかば、陣將頗る疑ひ且つ怖  
 れて躊躇する處に、敵の大將火蓋を切て放てば、陣將の傍よ  
 立たる、銃隊長山陰赤太夫が胸前を打貫きて、馬より眞逆ま  
 に打落す、續て放つ銃砲も、陣將が馬の平首を打ぬさければ、  
 是も馬上にたまたま落たりける、郡山の兵大に膽を消し陣  
 將を佐けて、右往左往に走る處に、道の左右こふるしこより  
 伏兵出て、散々も撃腦され初め川を渡りし六百人、今は其半  
 ばよも過す、其餘の敵の爲よ討るゝ者あり、川に漏れて死を

るあり、又の間道を求めて逃る者さへ多ければ、此一戦も大敗  
 して遂も五里退きしかば、土田兵庫の其日に川を渡りて高  
 取城を攻んと擬しければ、高取城主植村騎河守大も驚き、兼  
 て隊將富永十太夫も、三百人を授けて吉野口へ出し置と雖  
 も、是もての中々も手薄あるべしと、急も吉岡宗左、内藤伊織  
 を隊將として五百人、五條口へ向かせ自ら、三百人を以て大  
 手に陣營を張り敵來らば撃ち破らんと構へたり、然れども  
 兵庫輕々しく動かざる所に、土州浪士土居佐之助雄武、長野  
 一郎義房、兩人八百人を以て五條より、一文字も高取へ押寄  
 せ、城へ向て攻入りければ、吉岡内藤の兩隊長迎ひ合せて、血  
 戦し、未だ勝負相定まらざる處よ、郡山勢早くも浪士の背後  
 を衝きければ、此も於て浪士大に敗走し三里走りて陣を堅  
 むと雖も、再び紀州の大軍に駈立られ、立足もなく亂れける



是れ九月廿八日として是より戦ふ毎に浪士の利を失ひ凡そ二ヶ月餘りとして藤本、安積の巨魁を初め、或の討れ或の走りて、全軍すべて敗走に及びたりき、土田兵庫の初めより謀を以て全軍の駈引を定めんとを、建議えたりしが、當時浪士大に勝利を得たる折柄あれば、皆な勝誇りて兵庫が謀に従はず、されば兵庫の吉野川を渡ると雖も、自ら戦ふの心なく、獨り十津川の本營に到り、藤本総裁と軍略を述べ、希く節度使を置き、軍制を定め、軍の進路をも豫め定めんとを請ひけるに、藤本これを容れて、今日の安積五郎不在あるを以て明日評議に及ばんとて、其用意に及ぶ所に、早や五條の味方大に敗れ、隊長多く討れしと聞へしうへ、兵庫大に驚き再び馬を打乗り、高城の陣に赴んとする處に、下市口の味方は是れまた敗れたりとて、乾十郎走り來り、兵庫を見て曰く、先生

何地へ到り玉ふぞや、兵庫曰く某五條の味方破れぬと聞き、吾隊下の兵も定めて苦戦しつらんと存じ、之を救はん爲めに赴き候なり、十郎曰く先生が隊下の者の、昨日高取の人数に撃れて悉く散亂致しぬ、今の到り玉ふ共其詮あかるべし加之内田元善殿も千人を率て、下市を守り、井伊家の陣將と十五日が間に戦闘いさされ、最も勝利ある處に、中善太夫が隊下は變心の者あり、陣營に火を放ち候間、是が爲め敵軍虚に乗じて押寄せ、今晚惣敗軍となり、内田殿の生死も一向に知れ申さず、某も斯の如き深傷を負ひ最早存命も叶ひ難く候得ば、自殺致す覺悟にて此處まで落のひ候、兵庫曰く一勝一敗の素より深く憂ふるも足らざれども、今度の事必竟制度立す軍法嚴なるに、諸將の心慮をよして謀さらば合期せず、之れ敗軍をべき徴とて存じ候、然しるが



ら今日は決して死すべき秋にあらす、某必ず再擧の謀を運  
 せ可ければ、足下もともに走り玉ふべし、十郎曰く某の斯の  
 如く深傷を負ひ候得ば、走るとも必らず捕ひるべし、某つら  
 つら思ひ候に、内田元善殿は善太夫と共々吉野の奥へ隠れ  
 玉ひしと察せらる、先生若し世々存へ玉ふて、再び旗を擧玉  
 ふの日あらば、某をも其名簿に加へ玉へりし、兵庫曰く其等  
 の事最も易き事あり、然らば足下の何地へ到り玉ふぞや、十  
 郎曰く某の此所にて自殺とは存じ候得共、今一たび藤本先  
 生と逢ひ参らせ度、其が爲めは十津川へ赴き候とて、涙を流  
 して兩人袂を分ける、其より兵庫の馬を早めて、三里許り走  
 り、此は大なる柳樹ありし、馬を柳樹に繋ぎ、心の中に  
 思ひける、昔し明智光利の敵に名馬を贈りて、永く後世に  
 美名を遺せり、吾れ光利が勇に及ばずとも、其志は彼れに

劣る可らず、此馬の井伊の陣將内藤内膳が戦馬なりしを、吾  
 れ内藤を退て奪ひしと雖も、是より再び世を忍ぶ身なれば、  
 許の主は贈らんとて暫く彷徨とて、奈良市尹の騎士二  
 人一人の槍を携へ、一人の首級を戦袍に包み、此處を過  
 ぎりし、内田聲を高ふして呼りて曰く、汝等、是れ何れ  
 の者ありや、二人之を聞て大に驚き直ち土田を討んとし  
 ければ、兵庫阿々と笑て曰く、思ふに汝等の追討の兵なるべ  
 し、某は是れ五條の縣裡に於て、一刀に松原夫婦の首を断り  
 し、土田兵庫武臣あり、某が勇の汝等已に知る處なるべきに、  
 驚ひに敵對して怪我す可らず、某汝等も頼む仔細あるに、由  
 て招きし處なり、汝よく某が頼みに應すべきや否や、騎士等  
 兵庫が名を聞て頗る怖れ、兩人聲を揃て曰く、某大人の尊名  
 を聞くと實に雷の耳よ轟くが如し、如何ぞ命に背き申す



へきや、兵庫曰く汝等のこれ誰人の臣僕なりや、兩人曰く某等の奈良市尹が属僚の騎士にて候、兵庫曰く汝ら携へたる首級は誰人の首級なりや、騎士曰く是のこれ下市口の総督と聞へたる内田義之介元善が首級あり、兵庫聞て倍の義之介戦死したりと見へたり、嗚呼惜むべき英雄を死なせしうな、とて涙を流しければ、兩人の騎士も其心を察して共に愁を催しぬ、兵庫曰く内田殿が最後の様定めて目覚しき事も候ひしならん、某固より内田殿の武勇の程をも知りぬ、如何なる体にて最後を遂玉ひしや、騎士曰く今晚伊井家の陣將庵原右京が手にて義之助を討取り候、當時内田が隊下の者に竹林庸庵とて、もと桑田村の醫者の候ひしが、前日庵原陣將密に庸庵を金子を與へて、内通の謀計を行かせ、夜も乗じて火を放ち井伊の兵を引入れさせ候間、さしも武勇の義之

助も遂に討れ候ひき、副総督田仲義太夫の辛くして逃いで、是の今に行術を知らず、同く副総督深瀬主馬の伊賀越へ落たりと専ら風聞いたし候、兵庫曰く両公も頼み申すべきは別事にあらず、此の柳樹に繋ぎ候馬は、元とこれ井伊家の陣將内藤内膳が秘藏の馬なりしを、某計らず奪取りたれど、今の此馬ありとも何かすべき、元の主も返さまく欲するのみ、兩公希くは某等が爲めに、内藤殿に此意を傳へ玉へかし、とて矢立の筆を取出して、此馬もとの主内藤どのに贈り参らせ候、土田兵庫武臣と記して馬もろ共に與へければ、兩人異議なく之を了承し、必ず内藤殿に参らせ候んとて、兵庫に一禮し馬を牽て高取の方へ趣きぬ、斯て兵庫の大和錦の直衣を脱きて、之をば柳の枝に掛け一蓋の竹笠を購ひ求めて、面を隠し用意全く調ひ、然らば何地をさして走りんと、思



案するに京師に妻初瀬あり、彼必ず吾身を案じて居るか  
 るべし、然とも彼地の警衛殿かなる可ければ、容易に難  
 るべし、外に身を寄るべき地もなければ、是れより水戸に赴  
 き、盟兄田中源藏殿を訪んものと、分別已に定り、間道より勢  
 州を志し、夜もすがら道を求めて走りしるべ、次の日伊賀、伊勢  
 の國堺ある二軒茶屋と云へるに着ぬ、次の日も亦た只管道  
 を求めて走り、斯の如きこと已、又十四日にして、十一月廿五  
 日は江戸に着せり、兵庫は四五日江戸を見物して、遂に水戸  
 をさして赴ぬ、却説兵庫が妻初瀬の、吾夫の大和に赴きしよ  
 り、凡そ百日許りを經ると雖も、更も音信あければ、頻りに案  
 じ、頻りに居たる折柄、大和五條に於ては、浪士等黨を結びて、知  
 縣を殺し、勢ひ最も猛くして、近國の諸侯も制する事能はず  
 と、聞さへければ、愈々胸安うらず、其浪士とやらんの中、良

人も加わり居玉ふ故、斯の歸りの遅くあり玉ふにや、若も  
 左る事もあらん、又は如何なる災害に遭玉ふ未知る可らず  
 とて、思ひ廻せば、益々胸安からねば、今の耐へ兼て斯て在ん  
 より、寧ろ大和に趣きて、良人の安否を訪ひ参らせんと、密  
 ん旅の準備をなし、夜もまぎれて岩倉の別業と忍出で、宇治  
 の間道より奈良に出んとするに、今は大和追捕の最中にて、  
 宇治、勢多、木津の邊要處、又は新たに關門を打て、通行を許さ  
 ねば、此に至りて初瀬も大和へ到ること能はず、進退谷りて  
 は、只だ泣くより外をさかりけり、折しも初瀬が休息せし茶  
 亭に、商人の裝束を著したる者あり、初瀬が体を熱々と見て、  
 徐かと言けるは、夫人の何地へ到り玉ふとて、此に來玉ひ  
 しぞや、初瀬曰く、妾の五條に赴きて、知縁の人を尋ねたく思  
 へども、新たに關門を置いて、通行の人一人も通し玉はず



と聞き、甚だ當惑いたし候商人曰く、僕も五條へ歸る者に候間、幸ひの御同伴に候、婦人の單行は定て御心細かる可し、初瀬曰く、此より先きに關門ありて、旅人の通行を禁め玉ひしと聞つるに、いかにして五條へ參られ候や、商人阿々と打笑ひ、佛法にも方便あり、國法にも寛恕と云へるとあり、世上のこと正則ばかりにて行ゆるべきにあらす、關門にも必ずらず、問道もくついで申すべきや、左なくは毎日こゝに至りし旅人の悉く元來し途に戻らざる可うらす、然かれとも未だ曾て一人の戻りし者あるを聞かず、必ず心を煩し玉ふなど言ければ、初瀬大に喜び、商人と共に問道に趣きける、是れ實の眞個の商人にあらず、これは是れ伊勢の松坂に於て、最も名ある惡漢にて、名を五平と云、諱名を御拔と稱す、幾内を徘徊して旅人と腦める事極て少からず、初瀬もと痴女なら

されども、欺くに其道を以てせられたれば、遂に彼が術中よ陥りて、幾層の艱難を極むるに至れり矣、其緯下回よ於て詳るに分明すべし

○第十八章 仁奄捨身圖全身

旗郎密謀欲奪財

愛は五條の醫家、井澤仁奄の内田元善と共に、下市口を守り一隊の部長として、戦功少ありざる處、竹林庸庵變心して、井伊家の陣將庵原右京が計略を陥り、陣營を放火して其身の兼て、掌る所の軍用金三千二百兩を盗出し、之をば二人の人夫に負せ、騒動を紛れて、何地ともあらず、亡命しければ、井澤仁庵大に憤りしかども、力及ばず、元善も善太夫も共に生死分明きらざりしるば、仁奄今の死するとも朝廷の御爲す分の功なかるべし、責て世に在りて、國家の前程いふなり



行やらん、其變遷をも見ばやとて、獨り敵の中を斫ぬけて、暫らくの間吉野の奥に身を忍び、早や十二月中旬に至りければ、そとろに家郷の空のみ傾くしく、五條も遣せし妻子の如何も成り行しやらん、开か安否をも問ひまく思へど、當時未だ殘黨の追捕嚴くなれば、世に出る事能はず、斯て文久三年改元ありて、世の元治元年と名けらる、最早山を出るとも定て追捕の患ひなかるべし、とて吉野より僅よ七里程へたて、松岡と云へる地に、兼て知る、一掃禪師とて黄檗派の和尚ありしり、仁庵禪師が庵を訪ひけるよ、禪師大に驚て曰く、足下の何如なれば、斯く大膽きるぞや、今日まで何地に隠れ居られしぞ、仁庵曰く下市の戦ひ破れし日に、吉野の奥に走りて、今日まで隠れ居り候、最早追捕の沙汰もあるまじと存じ、山を出候ひき、禪師曰く、足下の未だ知らざるや、去年十

月廿七日よ大將軍御上洛に相成りしり、五條の殘黨再び如何なる亂暴を做出すやも難計とて、近頃最も追捕嚴重に候、昨日も十津川の長野一郎と申を尋ね出し、直ちよ首を刎られしと、風聞有之候、仁庵これを聞て大に怖れければ、禪師曰く、愚僧如きは世事も關はらざれば、何事をも知り候のぞ、然れとも足下の土田兵庫とやらん豪傑を助けて、五條の知縣を斬りたる張本あれば、猶更追捕嚴重ありと承り候、足下の、逆も追捕を遁るよと叶ひ申まじ、仁庵曰く、大和尚何とて斯く情なき事を仰られ候ぞ、某いりあるれば、追捕を免れ申さるや、禪師曰く、足下猶は妻子愛着の念さるんにして、他郷へ走る事能はず、是れ追捕を免れざる所以なり、仁庵曰く、某もとより身命を惜むとに、非れども、今日死しなば徒らに人に笑はれ申さべし、大和尚希い某が爲よ、身を全ふ



するの謀を教へ玉へ、禪師曰く愚僧必ず足下の身を全ふす  
 る謀を教ゆ可けれを、恐は足下従ふ事能ふまじ、仁菴曰く某  
 哲て法命を奉申さん、禪師曰く今四方に新關を置されば、容  
 易も他郷へ出る事叶まじ、然共此より一方の方便有、是強も佛法  
 の爲に勤むるにあらす、と雖も自ら佛法に歸して、安身をな  
 するの策なり、捨身却て身を保つ手段のみ、仁菴曰く其れい  
 如何の手段も候ぞや、禪師曰く足下速も出家の姿となり、先  
 づ關門を欺きて他郷に走り玉へ、某鎌倉圓覺寺の大和尚も、  
 書を送りて足下安身の地を求むべし、仁菴斜あらず喜び  
 て曰く某出家の志なしと雖も、今や天下の罪人となりて、身  
 を置くに所なけれは、暫くの間佛恩を戴きて、救身の慈悲を  
 仰ぎ申さんとして、快く承諾しければ、即日髪を剃て出家の  
 姿となり、仁菴先づ鏡も對して大に歎息し、涙を流しければ、

禪師呵々と打笑ひて、一通の書面を認め、一領の法衣一蓋の  
 笠を賜り、假も法名を是空と名けられ、更も金子二兩を以  
 て旅中の資となさしむ、仁菴聊か蓄ひの金あさけあらされ  
 ど、前程限りあき旅あれば、其金子をも受納め、其夜松岡の地  
 を立出ける、已に出家の姿なれば、國塚の新關をも欺さぬ  
 せ、十余日歩みて、正月の下旬に鎌倉山内なる圓覺寺へ着し  
 けるに、大和尚折しも、越後も趣きて居されとも、一掃和尚の  
 書狀あれは、留守居の法師等、叮嚀に待遇なし何事も不足  
 く、光陰を送りける、然れとも仁菴心中も思ひけるは、今天下  
 の罪人とありて、箇様に何事も做されば、遂に此儘もて老  
 朽んも知る可らず、吾れ偏に他郷に出る爲も、出家の姿とな  
 ると雖も、吾れ本心の依然勤王の士あれば、是より江戸も出  
 て、多くの豪傑も交はらんと、次の日法師原に暇を告げれば、



法師曰く和尚もし江戸に至り玉のんとあらば、湯嶋の鱗祥院へ書を送りて、和尚の事を頼み申すべし、仁庵兎も角に其寺へ尋ね行て、當分食客の身となるべしと思案し、添書を請受て次の日鎌倉を立ちて江戸に到りけるも、名に負ふ日本隨一の大會なれば、市塵の繁昌言語に絶へたる有様あり、仁庵大に耳目を喜ばし、其所ごとく見物して、馬喰町を過ぎる所より一軒の旅亭より白章黒袴の衣を着、方條茶褐色の袴を穿ち、身の丈高く容貌堂々たる一人の漢手に偏笠を携へ、山來りしを仁庵不圖見るに、是れ別人ならず、十津川の郷士千葉旗一郎なりしうば、仁庵大に喜び聲を掛て、曰く千葉先生々々々々、彼人もまた驚きて曰く誰人ぞと思へば、井澤公にて候ひしう、公何等の故を以て出家し玉ひしや、仁庵曰く是れ一朝一夕の事もあらず、先づ一杯を傾け、共よ身の恙

を祝し、且つ艱難の物語をも致し候はんと、共よ一軒の茶亭に登りけるも、侍婢曰く相公御酒を召し候や、千葉曰く素より酒を飲むべし、珍肴あらば只管持來れ、此に於て酒肴出ければ、兩人相共よ杯を廻し、先づ仁庵下市の敗走より、吉野に遁れし事及び出家の姿とありて、國堺を出て鎌倉に在りし事まで、審よ物語りしかば、千葉大に笑ひて、曰く公は左程も艱難を極め玉ひし乎、某十津川の本營に在りしよ、十月七日の戦ひに、藤本先生と初め宗徒の人々、紀伊中納言の軍兵の爲に討れ、全軍主將を失ひ、忽ちにして散亂に及びし程に、某の上原主税と共に辛ふして、一方の血路を開き、伊賀の名張を経て伊勢の鳥羽に隠れ十一月の上旬海上より三州の吉田に上陸いたしぬ、當時主税言けるも、兩人何地を志して行べき思案もなく、斯く徒らに旅も彷徨しとて一向も詮な



き業あるべし、寧ろ江戸に出て、天下の豪傑と交を結ばんと  
 ありしかば、兩人遂に當地に來りし、兩人共、所持の金子  
 乏しく、如何ともせん方を知らず、由て先年京師に於て水戸  
 の人田中源藏と云へる豪傑に面會し、頗る懇志を通じたれ  
 ば、是より兩人水戸に至り、源藏殿を頼さんと去月相共、水  
 戸に至りし、源藏殿の那河川の邊り野口郷の文武館に在  
 りて、専ら文武の道を教へ玉ふと聞更に野口に至り、候に何  
 ぞ圖らん、土田兵庫どの疾く野口に在りて、専ら再學の謀  
 を運し居られ候、此に於て某等も源藏殿の家在りて、日夜  
 文武の業に心をゆたね候ひき、仁庵曰く、何故に再び江戸に  
 至り玉ひしや、千葉曰く、是より最も面白き次第の候、仁庵曰  
 く、希く其にも語り玉へ、千葉曰く、幸ひの事、候間足下も  
 一分の力を尽し玉へ、仁庵曰く、いかある事ぞや、千葉曰く、某

聞く所によれば、來月上旬は、幕府會計府より資金十萬兩  
 銀子五萬兩、浪華城へ廻送せらるゝとあり、之が率領も定て  
 有る可けれど、某等密に途中に於て、此金を奪ひ、他日義兵を  
 擧るの資とあさんと欲するなり、仁庵曰く、此事誰人の發意  
 に成りしや、千葉曰く、某の方寸の計策なり、仁庵曰く、兵庫殿  
 及び田中源藏殿は與し玉はずや、千葉曰く、田中殿の去り  
 り眼病にて惱み居玉ふ故、敢て告げし、兵庫殿は如此  
 こと、決して英雄の所爲にあらずとて、聞入れ玉ひさる故、  
 某と主税のみ密に謀計を合せ、事の善惡の必竟成敗の如何  
 よ聞ける者なれば、先づ金を奪ひて、再び野口に歸り來らば、  
 両先生必ず喜び玉ふからんとて、昨日出府いたし、斯る大  
 事の某等二人にては行ひ難きにより、主税は、同志の者を求  
 めんとて、今朝旅宿を出で、いひき、足下も速に某が謀に與し



玉へ、仁庵曰く、會計府の金穀は悉くこれ國民の膏血を絞らし不義の財寶なれば、奪ひたりとて決して不可あるに非ず、然とも足下等二三名にては、逆も行ふ事叶ふまじ、千葉曰く、某が知友に西田稻門と云へる豪傑あり、幕府の旗下に在と雖も氣節最も高く、武勇また甚だ精あり、某是より西田を説き申せ可ければ、足下の某が旅亭に到りて、待ち玉ふべしとて、兩人密に相約して、千葉の西田が家に至り仁庵の馬喰助へ趣きぬ

○第十九章

揮筆堀鯉安二總裁  
迷途稻門危一身

去ぬる、文久三年癸亥の十二月廿七日、大將軍勅命を奉じ、海路上洛ありければ、御在京中の用度を辨せんがため、會計府に於て、不日黄金白銀等京師へ送らるべしとて、専ら其準備あり、然るに近來諸國浮浪の輩、尊王攘夷を名として、此處に集り、彼所に屯ろして、頻りに幕府を窺ふ折柄あれば、道中極て危険なりとて、會計總裁最も心痛せられけると、會計堀鯉太夫曰く、相公必すしも尊慮を煩し玉ふ事勿れ、某一計を運して、許多の金銀滞りなく、京師に登せ可申候、總裁曰く、某等日夜此事をのみ心痛致す處あるに、汝いかなる名案ありて斯の容易言候ぞや、鯉太夫進み出て曰く、相公の御懸念と然るとながら、此等の事強に難儀の事も無之候、抑も此金の何日御運送相成候は、官務の都合宜しく候や、總裁曰く、遅くも三月中旬迄に、京師に送る可とぞるなり、鯉太夫曰く、然らば最と易き事なれば、先づ十櫃の金箱を御新調相成り一荷に付人夫八人宛を要する旨を以て、急に東海道筋へ先觸を御出し成さるべく候、次は御送金の來る二

備あり、然るに近來諸國浮浪の輩、尊王攘夷を名として、此處に集り、彼所に屯ろして、頻りに幕府を窺ふ折柄あれば、道中極て危険なりとて、會計總裁最も心痛せられけると、會計堀鯉太夫曰く、相公必すしも尊慮を煩し玉ふ事勿れ、某一計を運して、許多の金銀滞りなく、京師に登せ可申候、總裁曰く、某等日夜此事をのみ心痛致す處あるに、汝いかなる名案ありて斯の容易言候ぞや、鯉太夫進み出て曰く、相公の御懸念と然るとながら、此等の事強に難儀の事も無之候、抑も此金の何日御運送相成候は、官務の都合宜しく候や、總裁曰く、遅くも三月中旬迄に、京師に送る可とぞるなり、鯉太夫曰く、然らば最と易き事なれば、先づ十櫃の金箱を御新調相成り一荷に付人夫八人宛を要する旨を以て、急に東海道筋へ先觸を御出し成さるべく候、次は御送金の來る二



月三日、御府内山立と云ふとを御披露相成り、當日より長櫃の内へ鐵具石の類を入れて、之に會計御川の標札を附し三十人の宰領一人の會計都尉をして、護送をさしめ玉へ、浪士の輩若し奪ひ取らんとなれば、途中に於て必ず此の長櫃を奪ひ候へん、然るときは官金を却かせし者追捕のため幾干の人数を出し、其人数をして眞の御金を護送なさしめ玉ふべし、若し亦道中無事として、先に發したる十荷の長櫃無事と着し候へ、後に眞の金櫃を送り玉ふとも、是亦無事と若致さべく候、総裁これを開て大に喜び、急ぎ道中筋へ先觸を出して、長櫃の人夫八十人の準備を命し、近日官金を差立る由、属員と下命ありければ、早くも上原主税これを開て、先づ井澤仁庵と告げ、共々千葉旗一郎を尋ねて、準備をささんとせらるゝ、旗一郎前日より西田稻門と共に品川の遊廓に流

連して、一向は歸り來らざれば、主税則ち品川の相州樓と言及るに趣き、旗一郎は面會し、密に官金出立の日迫まれることを告げ、百事評議を要すべきものあり、急ぎ旅亭に歸られ候へど、勤めければ旗一郎曰く、然らば一日と雖も猶豫を可あらす、西田をも伴ひ參るべしとて、稻門の寐たる部屋に至りて、急に語ふ事あり、共に歸り候へと云けるに、稻門心得たりとて出來りしが、稻門が愛する所の娼妓綾衣と云へる者、稻門が耳より口を寄せ頻り、密語を稻門もまた何事やらん密語て、其儘旗一郎、主税と共に馬喰町の旅亭に趣くに、仁庵最も待わびたれば三人の至るを見て、大に喜び、是より密語に及びける、稻門曰く、某が竹馬の友に山崎昇一郎と云へる者あり、又た川上細樹と云へるあり、兩人共々當時會計府の都尉を奉職して、人才の間へ高き者なるが、此兩人某とは何



事も隔るく、物語り致し、然るに一昨日山崎に官金の事を承りし、未だ何等の模様をも承りらずとなり、近日差立と云ふとは、何地より聞玉ひしや、主税曰くこれ最も確たる証據あり、官金をバ十權の長持と納め、一人の都尉三十人の率領これを送るまで、已に東海道筋へは八十人の人夫を準備せよとの先觸ありしと、思ふよ来る六日又出立あるべし、旗一郎曰く然る上は愈々以て等閑になし難し、何れ何地にて事を行ふべきや、仁庵曰く地の利は暫く措き儘を四人よては決して能ふま、旗一郎曰く某幸ひ一人の豪傑を知りぬ、其人當時近江彦根の城内庵原右京と云へる人の家に在り、姓は千葉、名は太郎義純と稱す、生國は常陸なれども、前年京師に於て口論の上人を殺し、已に捕はるべきを、庵原殿に救はれて、今日又至るまで彦根に在りとなり、某諸君よ

先ちて江州に至り相共に土山坂ノ下の邊にて待ち申すべし、諸兄は猶ほ同盟の人を語り、坂ノ下の邊に來り玉ふべし、事を行ふの鈴ヶ峠こそ、最も屈竟の地なるべし、三人之を聞て然るべしと同ければ、稻門は其夜知友橋本四郎を頼て同志の中へ加へければ、四郎は三浦勘介と云へる人をすゝめ、已に五人とありしかば、然らば官金出發の日を極めて、何れも出立すべしと、密に窺ふ所よ、二月八日いよく會計府より十權の長持に入れて、送付せらるると確に聞込しうば、五人の人々は五日に出立すべしと定め、其夜稻門の相州樓に至りて綾衣と共に酒を飲み、最も樂を極めんとするよ、綾衣此夜は常に替て只た愁色を帯び、一向に笑ふ事もなければ、稻門大よ不審して、曰く汝は何故に斯く愁を帯び候や、綾衣曰く何事も愁ふべき事のあけれど、只た男の心の偽り多





き事をのみ愁へ候、稻門曰く、某何事も汝が心の儘になす事  
 なれば、露ほども偽る心なし、汝何事を愁ひて某々興を妨ぐ  
 るぞや、綾衣曰く、君の實に詞を巧みして妾を欺き玉ふ故に、  
 妾の心の中極めて悲しく候なり、君の一昨夜宜ひしとを早  
 や忘れ玉ひしならん、稻門笑て曰く、何事ぞと思へば、一昨夜  
 の事なりや、某固より汝が望みの如く百兩の金子を遣まべ  
 し、然れども今更所持する所の儘かに五兩も満ざる程な  
 り、汝せめて當月の晦日まで待ち候へ、月末に至れば千兩よ  
 ても二千兩よても汝が望みの儘に遣すべし、綾衣曰く、君  
 れ玉ふと勿れ、僅も百兩の金子さへ無き人が、月末もありし  
 とて如何で千兩の金と持玉ふべき、稻門曰く、千兩二千兩の  
 愚か一万兩の大金と雖も、吾れ必ず所持するを得るあり、  
 綾衣大に呆れて曰く、君の早や酔玉ひしと見へたりとて、一



向に取合されバ稻門大盃にて一連に三杯飲み其盃を綾衣に渡して曰く汝ち快く此大盃を以て飲み候へ、某一の大望を企て將又當月の中旬を以て成就せんとを某事成らバ汝も千兩の金を與ふべし、綾衣曰く眞に然る御心ならバ何故に其事を明らさまに妾に告て、妾の心を安め玉わざる、只た大望と許りよての妾の一向に信じ難しとて、依然として不興の体ありけれバ、稻門曰く某何ぞ汝に秘するとなさん、然とも最も秘密の事あれば、他人よは決して語るとなり、綾衣曰く左ほどに妾を疑ひ玉は、却て語り玉はざるが良るべし、妾も聞くことを欲し申さるなり、稻門曰く汝何故に斯く強情や汝の前程必ず妻とすべき者と思ふが故に、某最も汝を愛し汝の爲よは欲も徳も思はざる所あり、然とも某家よ妻あり一人の子もあれば、今日俄も落籍せるとを得ず

故よ先づ千兩の金を與へて汝の身を購ひ、汝をして自由に進退せんとを得せしむべし、是れ某か策て企及所にして、今度の大望も實は大金を得て、汝を喜ばせんが爲なり、綾衣莞爾と笑ひて曰く實よ君の宣ふ所の如くあらば、妾の身はすべて君の爲を所よ任せ申すべし、其大望といこれ如何ある事よ候ぞや、稻門曰く汝決して他言を可らず、今度官府の金十五万兩東海道よ京師よ送る由を聞き某等刻頭の友井澤仁庵、上原主税、等外三人都合七人よて計略を運らし其金を奪ひ取らんと欲するなり、締必ず成らバ、某一万兩を得可れバ汝に一千兩を與ふべし、決して他人よ語ると勿れ、綾衣大よ仰天し只た呆れ果て一言の返答もなかりけり、稻門曰く汝決して金なきことを愁ふる事なかれ、某汝をして不日大福長者たらしめん、綾衣心の中よ兔に角よ千兩の金を得バ、情



人と夫婦ありて、樂みを極むるを得べしと、思案し何氣なき休みて稻門をもてあし、其夜子の刻頃、稻門が寢所を出で、便所に至る体にて樓下の一房に入りける

○第二十章 對敵樓四士誅姦倭 日野郷壯士誼前程

樓下の一房は、一人の客あり、是れ則ち綾衣の情人小宮清二郎とて、父は東市令が管下の從卒あり、綾衣は枕をならべて打臥し、寢又語ふて、曰く君の何故又父上に罪と謝して、早く自家に入り玉のさるや、君の爲め又父上を勸解とあす人の一人も之れあきや、清二郎曰く一度のみあらず、二度勘當を受し上は、最早いる程又勸解と雖も、聞く可らず、怒ひに勸解を聞入れられざる時は、却て父の怒を増し不孝の上不孝を重ぬる道理なれば、寧ろ甲州の親戚に至り、當分の中

身を寄すべし、其よつきて道中の旅費なきに苦しむ、故汝も才覺を頼まんため来りしあり、綾衣これを聞て涙を流して、曰く君をして此の有様又陥らしめしも、是れ皆あ妾が爲せし業あれば、妾はいかよもして、道中の旅費をば調へ申すべし、只だ君又逢ひ参らざる事の叶はざるを悲しむ而已と言つと、潜然と泣ければ、清二郎曰く何事も悪縁とあきらめ玉へ、吾れ一兩年の間は、身を立て、汝を妻となさん、今日の憂きことも、其時よの昔語とありぬ可し、綾衣曰く妾が許へ来る客の中に、西田稻門と云へる人あり、月末に至らば妾よ千兩の金を恵むべし、と宣へり君希く甲州へ至るとは月末まで猶豫し玉へ、月末に至りて、千兩の金子と得ば君と共に家を買ふて、新た一家をなし、未長く樂みを、借よまべし、若し月末に至りて、西田の金子調ひざるときは、其時



又初て甲州へ至り玉ふとも遅くはあるまじ、清二郎曰く西  
 田とやらんは、僅に十貫又満たざる職録を賜ふ者あれば、月  
 末は愚か設ひ年末に至るとも、千兩の金は恐らく調ふまじ、  
 綾衣曰く妾は心中には信じ難けれども、彼人妾よ語りて曰  
 く最も秘密の大事あれば、決して他言せると勿れ、實の當月  
 中旬に京師へ送る、官金十五万兩を途中に於て奪取る爲め  
 又井澤仁庵、上原主税とやらん人々數人にて、謀を運らると  
 あり、緯さらは彼の人の一万兩の分頭金を受ると言し候、清  
 二郎大に驚き備て、其稻門とやらん國家の大盗なり、吾  
 れ之を訴人せば、莫大の恩賞に預るのみならず、父が勘當も  
 自ら許さるゝと必定なりと思案し、問て曰く西田の家何  
 地なりや、綾衣曰く六番町とやらん聞き候ひぬ、清二郎曰く  
 上原、井澤とやらん、何地の者なりや、綾衣曰く妾は知り申

さるるなり、清二郎曰く某一つの分別あり、汝が必ず驚く事  
 勿れ、吾今夜の中に、西田等が官金を奪ふ事を官府へ告訴す  
 可し、然るときは必ず莫大の恩賞ありあつゝある可ければ、其金  
 を以つて汝が身を購ひ夫婦とならん、如何ん西田輩の  
 爲す所、万一失敗せば千兩はあるか、或は汝が身は連累の災  
 害を來せやも知る可うらず、綾衣これを聞て大に怖れ、何事  
 も君が隨意計ひ玉へと言ければ、清二郎其夜伯父青木繁左  
 の家に至り、西田稻門が官金と奪はんと企あるとを審り  
 に告ければ、繁左も亦驚くと大方あらず、繁左當時監察府の  
 從兵なりしうば、急き清二郎を伴ひ少監察松平彈正が邸に  
 趣き、官金を窺ふ賊ある由訴へければ、松平少監察早速當  
 番の從兵監太田原右門を召して、數名の從兵を品川相州樓  
 へ遣し、稻門を捕へ來る可しと、命せければ、數名の從兵飛ぶ



お如くに相州樓よ至れば、早や東天明かにして曉鳥の森を  
 放れて飛散する頃なりけり、從兵の一人先づ入りて、西田稻  
 門よ而會したき由を言ければ、樓丁直ちに稻門に告げ相伴  
 ふて樓を下り來りしを、從兵取圍みて忽ち又搦捕りぬ、其日  
 監察府よ於て、稻門を拷問あるに、曾て知る所よあらずと答  
 ふるのみ、何事も言ざりぬ、此上にとて清二郎と綾衣を召て、  
 稻門に對決せしむ、稻門綾衣を見て、大に憤ると雖も故意と  
 打笑ひ、官金を盗んと言しぬ、是れ實事なり然ども、是れ只た  
 一場の戯言にして、娼妓の歡心を得んが爲よ、放言したるの  
 みと、申立けるが松平少監察大よ呵て曰く、已よ近日官金送  
 送の事あり、然るに汝戯言なりとて此如事實に適せし事と  
 以てするに、全く之を奪はんとの底意あるが故ならめとて、  
 益々拷問よ及び肉破れ骨摧くる許りよ責めければ、稻門苦

痛み耐へずして、千葉、上原、井澤、橋本、三浦が事すべて白状よ  
 及びける、此に於て松平少監察急ぎ市令府に公文を移して、  
 井澤上原の二人を搦め捕る事を托し、更に彦根の城代よ公  
 文を走て千葉旗一郎其地よ至らば、搦捕る可しと命じける、  
 借も市令松平因幡守、監察府よりの公文よより、馬喰町の旗  
 亭上州樓よ止宿の、浪人、上原主税、井澤仁庵の二人を捕へよ  
 とて、從卒數名差向けるよ、從卒悉く手と空ぶして歸り來り、  
 皆も言けるは、兩人の者今曉俄よ歸國の由を以て發足至し  
 候とて、怪しき者は一人も居らすゆとありしかば、市令今は  
 詮方なく其由を監察府へ言送りぬ、されば松平少監察は更  
 よ橋本四郎、三浦勘介の二人を索めしむるよ、是亦今朝何れ  
 ともなく逐電したりと報じければ、已に斯の如くんば、官金  
 送附の事最も危険なりとて、會討府總裁へ右の次第悉く通



達に及びけるよ、総裁手を拍て喜び、果して鱗太夫が計る處  
 違すとて堀鯉をば厚く賞せられて、其月の中旬に黄金白  
 銀をば送られしよ、道中無異にして京師に入りしとぞ、閑話  
 休題、こゝに千葉旗一郎の夜を日に繼ぎて、道を急ぎければ、  
 僅に六日路よして彦根、よ若し、其夜先づ庵原左京の邸に至  
 りて、千草太郎義純を訪ひけるに、太郎の近頃より多賀明神  
 の神官が許し、在りて、専ら文學を修めらるよ由るれば、次の  
 日大宮に趣ぎ、太郎と面會し、兎も角に彦根城裡に至りて、酒  
 を酌んとて琵琶湖よ臨みたる、水心亭と云へる酒樓に至り  
 ければ、樓婢則ち酒肴を具へ、傍に侍して杯をすよめける、旗  
 一郎曰く、用事おれ、手を叩ぐべき間、汝の退くべしとて、樓  
 婢を退らせ、聲を潜て曰く、某か當地に來りし事、最も重大  
 の事件よして、且つ先生と共に大富貴を収んと欲するが爲

め、候、先生能くこれを知り玉ふや、太郎曰く、某いかんを足  
 下の心を知るとを得んや、某の未だ天眼通の得申さるるな  
 り、旗一郎曰く、先生は今何事をなし玉ふぞや、太郎曰く、某嘗  
 時最も閑散なり、近頃國許の友人田中源藏より頻りに歸國  
 を促さる、と雖も、某耻らしき事ながら、赤貧にして道中の  
 旅費だも調ふると能はず、殊よの庵原左京當時江戸に趣き  
 たれば、金を借るよとも能はず止むを得ず、多賀の神官が許  
 に食客して、面白らぬ光陰を送り候、旗一郎曰く、先生のた  
 めに、某莫大の黄金を呈さべし、先生希くの一分の力を貸し  
 玉ふべきや、太郎曰く、一分のさして置て十分なりとも二十分  
 ろりと貸し申さべし、其黄金との何れに有之候や、旗一郎則  
 ち官金を奪ふ謀を告げれば、太郎曰く、是れ甚だ以て不可あ  
 り、何を以て言ふとあらば、當時幕府の政治其宜しきを失ひ、



國民次第も困窮に陥るが故に、天下有志の士、幕府の非道を憤り、國民を途炭と救はんと欲せ、是れ寔に大義の爲す處に在り、然れども亦其志あり、然れども官金を奪ふと言ふが如きは、是れ草賊の業にして、堂々たる大丈夫の爲す處にあらざる、天下の事は只た名義の其當を得ると得ざるを存して必しも事体の如何を問はず、已に其名あれば其實自ら舉るべし、勤王の擧の如き寔に其名正しく、其事順なり、只た人は名義の正らざらんと是れ恐る、官金を奪ふと云う如きは、決して大丈夫の爲す處にあらざる、恐くは天下の人々笑はるべし、加之幕府十余万の大金を送るとあらば、必ずや數十の護衛あるべきに、僅に六七名の人を以て、之を奪はんとする、恐くは能はざるべし、足下先づ此等の事を思ひ止り玉へ、旗一郎曰く、土田兵庫殿の宣ふ處も、實に先生の言ふ處に

同じ、然ども已に此大事を爲すために、同盟の士、土山坂下の邊に會する筈なれば、今更に變更するは如何ならん、太郎曰く、足下何ぞ區々の事情を顧みて、汚名を千載の後に遺し玉ふや、某近日國許に趣き、田中源藏と謀を合せ、將又勤王の旗を擧んと欲す、其又就て最も要すべきは金銀なり、某茲に二千兩前後の金銀あり、此金の某之を奪ふ事能はず、足下之を奪はば最も不可あるべし、旗一郎曰く、其金は何處にある人の所持せる處ぞや、何故に某が奪ふ時不可なくして、先生之を奪はば不可ありや、更に不審時ざる處なり、太郎曰く、足下は五條の乱に與したる竹林庵と云へる者を知れりや、旗一郎曰く、某頗る之を知れり、彼れ賊漢あり、義軍營の會計を掌り、其軍資を盗みて敵に降りし姦者なり、今いつくも居り候ぞ、太郎曰く、某聞く處によれば、某が思入庵原左京